

岡山市景観計画

岡山市景観計画 目次

序章

第1章 岡山市全域に関する景観形成（全市共通）	P 2
1. 景観計画区域	P 2
2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	P 3
（1）景観づくりの目標	
（2）景観づくりの基本方向	
（3）景観形成の基本方針	
3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	P 9
（1）届出対象行為	
（2）景観形成基準	
第2章 景観形成重点地区	P 1 4
1. 後楽園背景保全地区	P 1 4
（1）後楽園背景保全地区の区域	
（2）良好な景観形成に関する方針	
（3）良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	
2. 都心軸沿道地区	P 1 8
（1）都心軸沿道地区の区域	
（2）良好な景観形成に関する方針（共通方針）	
（3）良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	
3. 岡山カルチャーゾーン	P 2 8
（1）岡山カルチャーゾーンの区域	
（2）良好な景観形成に関する方針（共通方針）	
（3）良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	
第3章 景観重要建造物の指定方針	P 3 4
1. 景観重要建造物の指定方針	P 3 4
2. 現在指定されている景観重要建造物	P 3 4
第4章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	P 3 5
1. 屋外広告物に関する基本方針	P 3 5
2. 屋外広告物の表示等に関する制限	P 3 5
（1）禁止地域	
（2）許可地域	
（3）屋外広告物モデル地区	
（4）違法屋外広告物の対策	

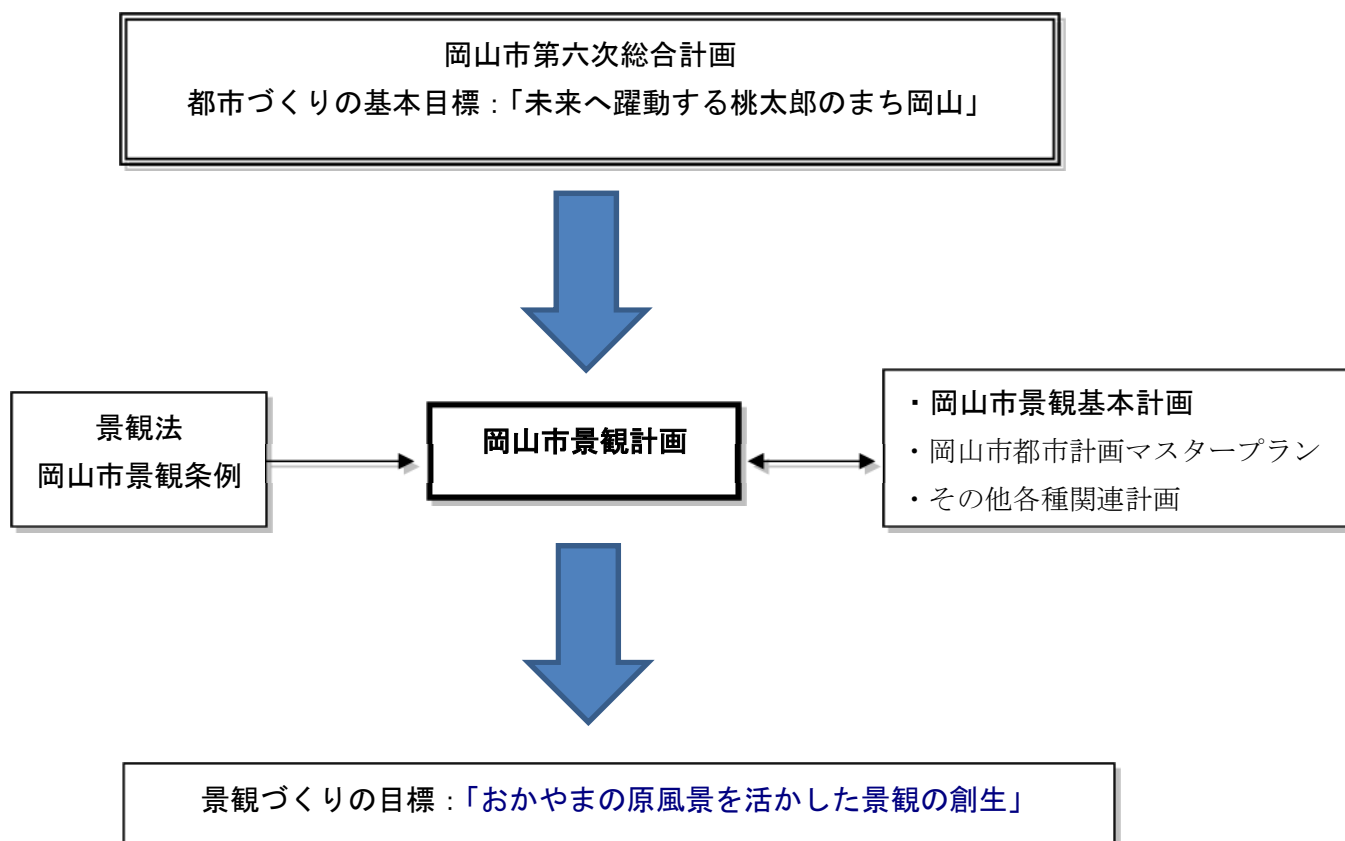
第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	P 3 7
1. 景観に配慮した公共施設の整備方針	P 3 7
2. 景観重要道路	P 3 7
(1) 道路空間の整備	
(2) 路線別の整備方針	
3. 景観重要都市公園	P 4 6
(1) 都市公園、緑地及び水辺の整備	
(2) 公園別の整備方針	
4. 景観重要河川	P 4 8
(1) 河川空間の整備	
(2) 旭川（岡山カルチャーゾーン）の整備方針	
第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	P 4 9
1. 計画策定において対象とする農業景観の特性	P 4 9
2. 計画策定における基本的な方針	P 4 9

序章

岡山市は、平成29年3月に「岡山市第六次総合計画」を策定し、都市づくりの基本目標として、「未来へ躍動する桃太郎のまち岡山」を掲げています。この中で、政策として「魅力ある景観と快適な住環境づくり」を掲げており、市民、事業者、行政の役割分担のもと、協働しておかやまの原風景を守り、育て、美しく風格ある岡山固有の景観を未来へ引き継ぐとともに、特に中心市街地においては、建築物と広告物との調和のとれた、良好な街並みの形成を進めていきます。

「岡山市景観計画」は、平成18年3月に策定した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条の規定に基づき平成19年12月に策定したものであり、「おかやまの原風景を活かした景観の創生」を目標に掲げ、市民及び事業者の協力のもとに、建築物等の規制誘導により良好な景観形成を進めてきました。

「美しく風格ある都市景観の形成」は、この第六次総合計画において主要な施策の一つとして位置づけられており、その実現に向けて、本計画に基づき、さらなる良好な景観形成を進めていきます。



第1章 岡山市全域に関する景観形成（全市共通）

1. 景観計画区域

＜岡山市全域を区域指定＞

おかやまの風土に生まれ、長い時間をかけて形成された岡山固有の美しい景観は、市民共有の財産であり、将来にわたり保全・形成していく必要があります。

岡山市における景観形成の主な取組みは、平成19年12月に策定した景観計画に基づき、一定規模を超える大規模な建築物等について、市域全域で規制誘導方策が講じられてきました。

今後も引き続き、岡山市全域を景観計画区域として、景観法に基づく実効性ある景観形成の施策及び市民協働の景観まちづくりを展開していきます。



図1 景観計画区域図

景観計画区域：岡山市全域

(市域面積：約789.95 k㎡)

※平成29年3月末現在



2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

(1) 景観づくりの目標

岡山市の景観は、広大な市域の中で、起伏に富んだ豊かな自然や先人が築いた歴史・文化を背景に、多様で個性ある姿を見せており、良好な景観資源を数多く抱え、日本の景観の縮図ともいえます。

このような貴重な岡山市の景観は、私たちが地域らしさを感じ、愛着をもって後世に伝えていきたいと願う、いわば「原風景」とも呼ぶことができるものです。

このような視点から岡山市の景観の特徴をまとめると、次の5つの「原風景」が調和し、魅力ある景観が形成されているといえます。

<おかやまの原風景>



《緑の原風景》

○市街地の北部・南部を取り囲み、背景となっている緑をはじめ、身近な里山や市街地内の緑が岡山市の景観を特徴づけています。



《水の原風景》

○旭川・吉井川・笹ヶ瀬川の3大河川やその支流、農業用水路などが豊かな水をたたえ、岡山を象徴する景観となっています。



《農の原風景》

○水田と農家集落が織りなす田園景観をはじめ、山間部の棚田、特産の果樹園、広大な干拓地など、自然と暮らしが一体となった特徴ある農の景観が展開しています。



《歴史の原風景》

○岡山城・岡山後楽園の城下町を代表する景観や歴史のロマンを感じさせる吉備路の景観、地域に残る歴史・文化的遺構は岡山の個性を際立たせるシンボルとなっています。



《都(まち)の原風景》

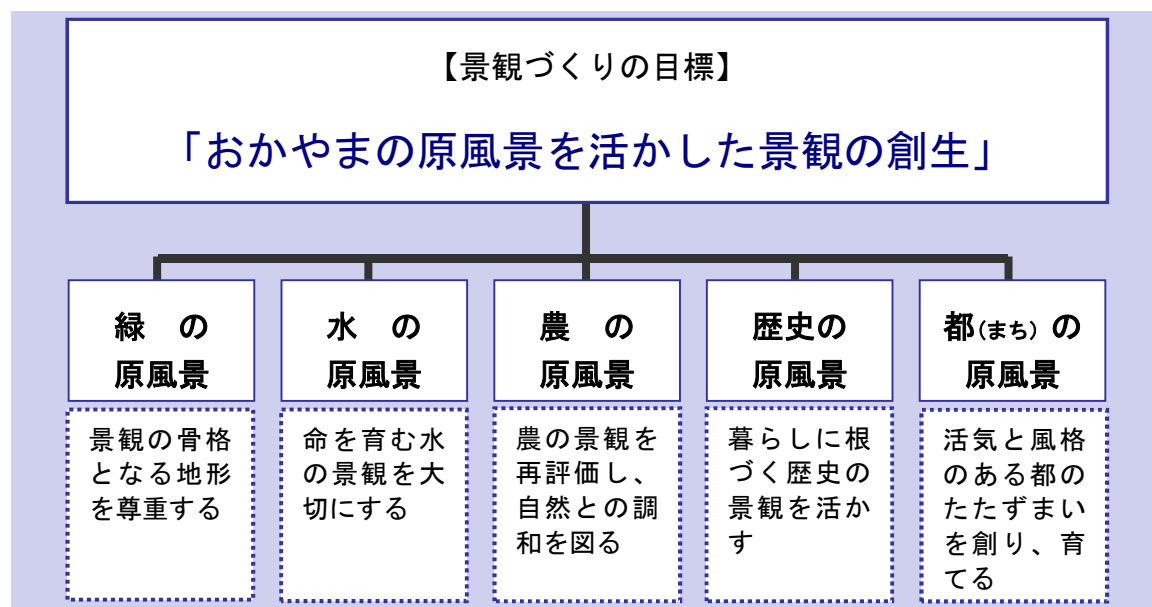
○都(まち)は人々が幾世代にもわたり営々と築き上げた空間であり、都市活動の場、集住の場として活気に満ちています。風格と賑わい、うるおいと人間味あふれる都市景観を形成します。



良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営み、社会・経済活動等が調和することによって生み出されます。すなわち、景観とは単に物の見え方にとどまらず自然的要素と人工的要素が織りなす「環境調和の象徴」であり、私たちの暮らす地域社会の健康性、文化性、快適性を表す重要な環境尺度であると言えます。

岡山市においては、固有の自然・風土や、長い時間をかけて積み上げられてきた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観＝「原風景」が形成され、受け継がれてきましたが、都市化の過程の中で見失ったものも多くあります。今後、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、市民生活の質と都市の活力の向上を図り、誰もが岡山に住みたいと思える都市づくり、個性ある地域づくりが求められる中で、これまで創りあげられた「原風景」に磨きをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくことは、今の時代を生きる岡山市民一人一人に課せられた役割であると言えます。

このような基本的な考え方に基づいて、岡山市において、市・市民・事業者等がともに目指すべき景観づくりの目標を次のとおり設定します。



岡山の歴史・文化・人を育んできた多様な自然や風土に着目しながら、いつまでも心に残る「おかやまの原風景」を守り、育て、再生し、五感に訴える美しい岡山固有の景観を創造します。

※原風景とは・・・ おかやまの風土（地形、歴史、文化等）に生まれ、長い時間をかけて形成された五感に響く心地よい風景であり、岡山市民が愛着と親しみをもって未来へ引継ぎたいと願う岡山固有の風景です。特に都(まち)の原風景とは、多世代の営みの中で創られた活気に満ちた空間であり、風景の重要な要素です。

※活かすとは・・・ 魅力ある景観づくりにおいて、おかやまの特徴ある5つの原風景の要素を巧みに取り入れることです。

※創生とは・・・ これまで先人によって創り出され育てられた景観を受け継ぎつつ、未来への贈物として今の時代にふさわしい魅力ある景観を創り出していくこと（創生）が、岡山市民に課せられた役割であるという認識から、未来に向けた取組み姿勢を「創生」というキーワードで示しています。

(2) 景観づくりの基本方向

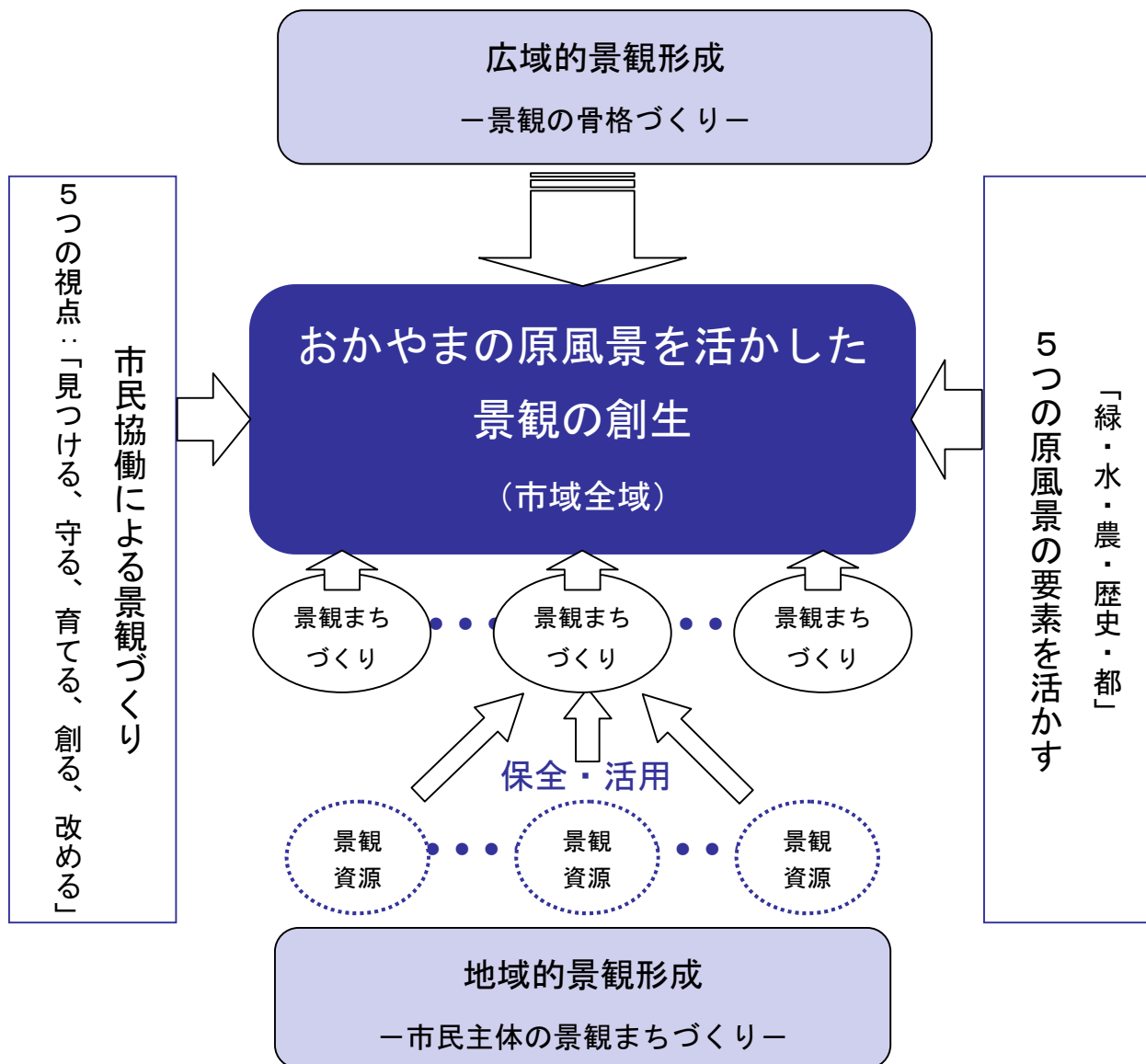
景観は、私たちの暮らしや様々な活動を通して形成されていくものです。

岡山市の景観づくりにおいては、「市民協働による景観づくり」を基本に、「**見つける・守る・育てる・創る・改める**」の5つの視点から市民・事業者・行政が一体となり、広域的景観形成と地域的景観形成の両面から景観づくりに取り組みます。

広域的景観とは、誰もが思い浮かべることができる景観の骨格となるものであり、景観構造の特徴である丘陵地、河川、都心の大通りなどを際立たせ、地区の個性を活かすなど岡山らしい都市のイメージを創ります。

一方、地域的景観とは、地域の生活の中にとけ込んだ「生きられる景観」であり、各地で展開される市民主体の景観まちづくりを通して形成されていくものです。

それぞれの景観形成においては、市内各地で展開される開発・建築活動や経済活動、日常生活などの様々な場面で、これまで受け継がれてきた景観資源を再発見・再評価し、**緑・水・農・歴史・都の原風景である5つの要素**を巧みに取り入れながら、誇りや愛着をもつことができる風景として育てあげていくことが重要であり、点から面へ、そして岡山市全体の景観づくりへと広げていくものとしします。



(3) 景観形成の基本方針

1) だれもがイメージできる景観の骨格づくり

○緑と水の骨格を際立たせる

大きな地形の特徴である丘陵地の斜面緑地と3大河川によって構成されている景観の構造をわかりやすくし、だれもが共通に思い浮かべることができる岡山市の都市のイメージを創り上げるため、次のような視点から景観づくりに取り組めます。

- ① 吉備丘陵など、岡山の景観を育み見守ってきた山林の緑を守り、変わらない景観の基盤として後世に伝えていきます。
- ② 「おかやまガーデンリング構想」に基づき、市街地を取り巻く周辺4山・近郊5山を、岡山を特徴づけるシンボルとして位置づけ、良好な景観を保全するとともに、身近に親しめる緑として守り育てていきます。
- ③ 吉井川・旭川・笹ヶ瀬川の3大河川を岡山市の景観の骨格を形成する自然の軸として位置づけ、平坦地の景観のアクセントとして広大な水面や魅力ある水辺空間を守り活用していきます。

○都市活動の「核」と「軸」を演出する

多くの人々が集まり、意識にのぼりやすい岡山の「顔」として重要な役割を果たす都心地区や主要な活動が集中する幹線道路沿道の景観を魅力的・個性的に演出し、都市のイメージを明確にするため、次のような視点から景観づくりに取り組めます。

- ① 岡山市の顔となる駅前や目抜き通り、商業・業務機能が集積する都心地区を景観の「核」として捉え、多くの人々が集まり高度な活動が展開する場としてふさわしい、風格と賑わいを備えた魅力ある都市景観の形成を進めていきます。
- ② 多くの人々が利用し、岡山市の都市活動の「軸」となる放射状・環状の幹線道路の沿道において、それぞれの場所に応じた個性と魅力ある沿道景観の形成を進めていきます。



2) 景域の特性を活かした景観づくり

地形、水系や土地利用、景観の特徴を基本として、緑・水・農・歴史・都の原風景である5つの要素から市域を5つの景観ゾーンに区分し、基本的な景観形成の目標、方針を示します。

5つの景観ゾーンは景観のまとまりを持つ16の景域に区分しており、それぞれの特性に合わせ、5つの原風景の要素を活かしながら、岡山らしい景観を創り出すための方針を設定します。

図3 景観ゾーン・景域区分図

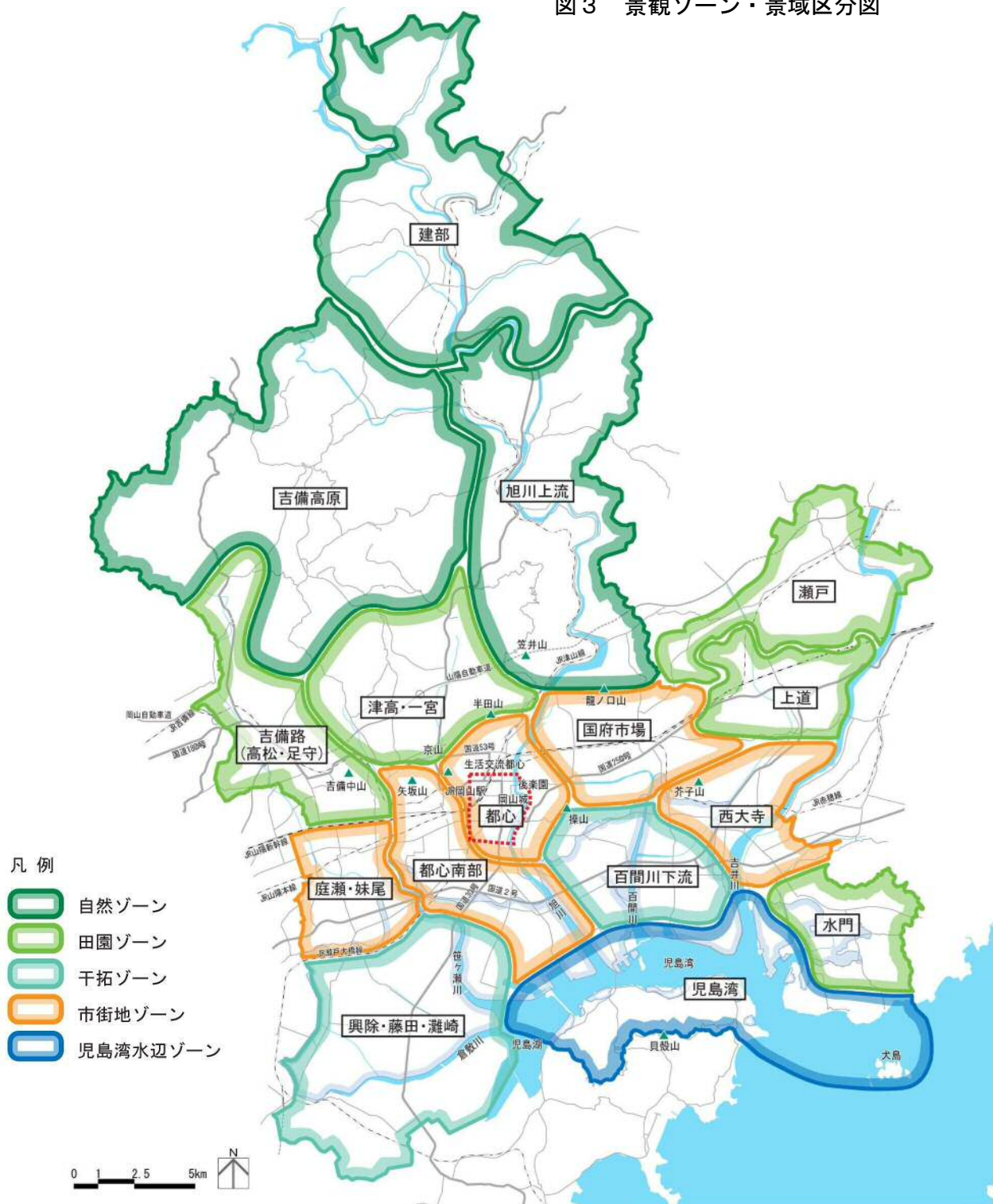


表 ゾーン別の景観形成の基本方針

景観ゾーン	景域名（※1）	景観の特徴	景観形成の基本方針
自然ゾーン	◆吉備高原地区 ◆旭川上流地区 ◆建部地区	緑・水の原風景が際立つ景観ゾーン ・美しい山々の連なりを背景にした旭川などの清流 ・山並みと調和した棚田など	○自然環境豊かな高原・丘陵地の緑地保全を図ります。 ○山頂部の良好な眺望を守り、活用します。 ○緑に囲まれた旭川上流部の河川景観の保全・活用を図ります。 ○高原・丘陵地の農村景観の適切な保全や、谷筋に残る棚田景観の保全を図ります。
田園ゾーン	◆吉備路地区 ◆津高・一宮地区 ◆上道地区 ◆水門地区 ◆瀬戸地区	農・緑の原風景とともに歴史の原風景が際立つ景観ゾーン ・農地を主体とした農家集落や郊外住宅 ・山裾に分布する歴史的な街並みや文化財と一体化した農地	○背景となる里山の保全を図ります。 ○良好な広がりをもった田園景観や果樹園などの特徴ある農業景観の保全を図ります。 ○地域の環境と調和した住宅地などの良好な市街地景観の形成を図ります。 ○足守、吉備路などの歴史的な資源（社寺、史跡、街並みなど）を活かした個性ある景観の保全や形成を図ります。
干拓ゾーン	◆興除・藤田・灘崎地区 ◆百間川下流地区	農の原風景が際立つ景観ゾーン ・干拓による広大なスケールの農業景観	○広大な農業景観、特徴ある農業集落の景観保全を図ります。 ○河川・水路の水辺空間を活かします。 ○干拓の歴史を伝える遺構の保全を図ります。 ○農業景観と自然景観、人の営みが調和した景観の形成を図ります。
市街地ゾーン	◆都心地区 ◆都心南部地区 ◆庭瀬・妹尾地区 ◆国府市場地区 ◆西大寺地区	都の原風景とともに歴史の原風景が際立つ景観ゾーン ・岡山の顔となる都心部、市街地を主体に市街地周辺4山、旭川などの河川、水路、幹線道路等 ・庭瀬、西大寺などの旧街道沿い、門前町等の歴史的街並みなど	○岡山市の顔となる都心部、拠点ではにぎわい、風格ある景観の形成を図ります。 ○岡山後楽園・岡山城など岡山市を代表する歴史的景観の保全、形成を図ります。 ○市街地を取り巻く周辺4山などの都市近郊緑地の保全を図ります。 ○庭瀬、西大寺の歴史的街並みなど、景域ごとの市街地の特性を活かした良好な市街地景観の形成を図ります。 ○都市軸を形成する幹線道路沿道の景観を整えます。 ○旭川や西川緑道公園などの水辺空間を活用し、アメニティを高めます。 ○市街地では緑を取り戻し、緑のネットワークを形成します。
児島湾水辺ゾーン	◆児島湾地区	水の原風景が際立つ景観ゾーン ・児島湾と漁村集落、背景の山並みが一体となった景観	○児島湾を囲む緑地の保全を図ります。 ○水辺空間の魅力化を図ります。 ○歴史的集落や港町の景観保全を図ります。

※1： 景域とは、岡山市景観基本計画の中で、景観のまとまりを持つ区域の単位として設定したものであり、各景域の詳細な景観形成方針については、岡山市景観基本計画を参照すること。

3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

一定の規模を超える建築、開発等の行為（以下「大規模行為」という。）については、その行為自体が地域の優れた景観形成を先導する一方で、地域景観に大きな悪影響を及ぼす場合も考えられます。したがって、各地域の景観形成の方針を実現するために、市民、事業者の理解と協力を得ながら、こうした大規模行為を届出・勧告制によって緩やかな規制誘導を行い、各地域の良好な景観の維持保全、創出を図っていきます。

また、都市活動軸となる幹線道路沿道の魅力的な景観の形成に向けて、沿道の建築物や工作物等の形態・意匠、敷地内緑化を適切に誘導し、広域的な景観の骨格を形成します。

(1) 届出対象行為

市内全域において、下記の行為を届出対象とする。

①建築物

対象行為	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	高さが13mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるもの

<適用除外行為>

- ※1. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が見付面積の10分の1以下のもの
- ※2. 増築又は改築に係る床面積の合計が10㎡以下のもの

②工作物

対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	1. 煙突、排気塔その他これらに類するもの 2. アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの 3. 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの 4. 装飾塔その他これらに類するもの 5. 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 6. 擁壁その他これらに類するもの 7. 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 8. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 9. 自動車車庫の用に供する立体的な施設 10. 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 11. 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 12. 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さが13mを超えるもの又は築造面積が500㎡を超えるもの。ただし、建築物と一体となって設置される場合は、高さ5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13mを超え、又は築造面積が500㎡を超えるもの。
	13. 垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さが3mを超えるもの

③土石の採取、鉱物の掘採

対象行為	土石の採取、鉱物の掘採
届出対象規模	当該行為に係る部分の土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を設けるもの

<適用除外行為>

※国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から1,000m以内の区域以外の区域における行為

④屋外における土石等の堆積

対象行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
届出対象規模	堆積の高さが5mを超えるもの又は当該行為に係る部分の土地の面積が1,000㎡を超えるもの

<適用除外行為>

- ※1. 都市計画法に規定する工業地域、工業専用地域内における行為
- ※2. 港湾法に規定する荷さばき地、野積場、貯木場内における行為
- ※3. 岡山県港湾施設管理及び利用条例により指定された港湾の港湾施設（野積場及び貯木場に限る。）内における行為
- ※4. 国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から100m以内の区域以外の区域における行為
- ※5. 堆積された物件を外部から見通すことができない場所における行為
- ※6. 物件の堆積の期間が90日を超えて継続しない行為

<①～④の届出対象行為に共通する適用除外行為>

- ※1. 仮設の建築物又は工作物に係る行為
- ※2. 建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わない行為
- ※3. 地盤面下又は水面下における行為
- ※4. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(2) 景観形成基準

行為	事項	景観形成基準							
建築物、 工作物の新築等	位置・配置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺環境との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 2. 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 3. 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 4. 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 5. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した位置とすること。 							
	形態・意匠	<p>形態</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した形態とすること。 <p>意匠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全体としてまとまりのある意匠とすること。 2. 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 3. 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 4. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した意匠とすること。 							
	形態・意匠	<p>色彩</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮することとし、下記基準に適合したものとすること。 <table border="1" data-bbox="405 1261 1358 1413"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、R系については明度8以上、かつ、彩度4を超えるものは除く。 (日本工業規格のZ8721に定めるマンセル値による)</p> <p>ただし、建築物もしくは工作物で着色していない木材、ガラス、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩や、伝統的な技法・素材を使った色彩、及びこれらに類する色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用されるアクセント色となる部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>また、景観上の支障がないと市長が特に認めた色彩については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとすること。 3. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。 	色相	明度	彩度	R、YR、Y系	3以上	6以下	その他
色相	明度	彩度							
R、YR、Y系	3以上	6以下							
その他		2以下							
壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 2. 別図に示す幹線道路に面する敷地における大規模行為については、ゆとりある沿道景観を形成するために、幹線道路側の道路境界より3m以上壁面後退すること。ただし、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。 								

	素材・材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2. 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 3. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
	敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。 3. 別図に示す幹線道路に面する敷地における大規模行為については、緑豊かな街路景観を形成するために、できるだけ敷地内の幹線道路側に沿って、バランス良く高木や中低木等を配置し、敷地全体で3%以上の緑化率を満たすこと。ただし、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。
土石の採取・掘採の掘採	採取・掘採の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の景観を乱さないような方法とすること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。
	遮へい	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。
	事後措置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
屋外における土石等の堆積	堆積の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。 2. 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。 3. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。
	遮へい	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 2. 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。

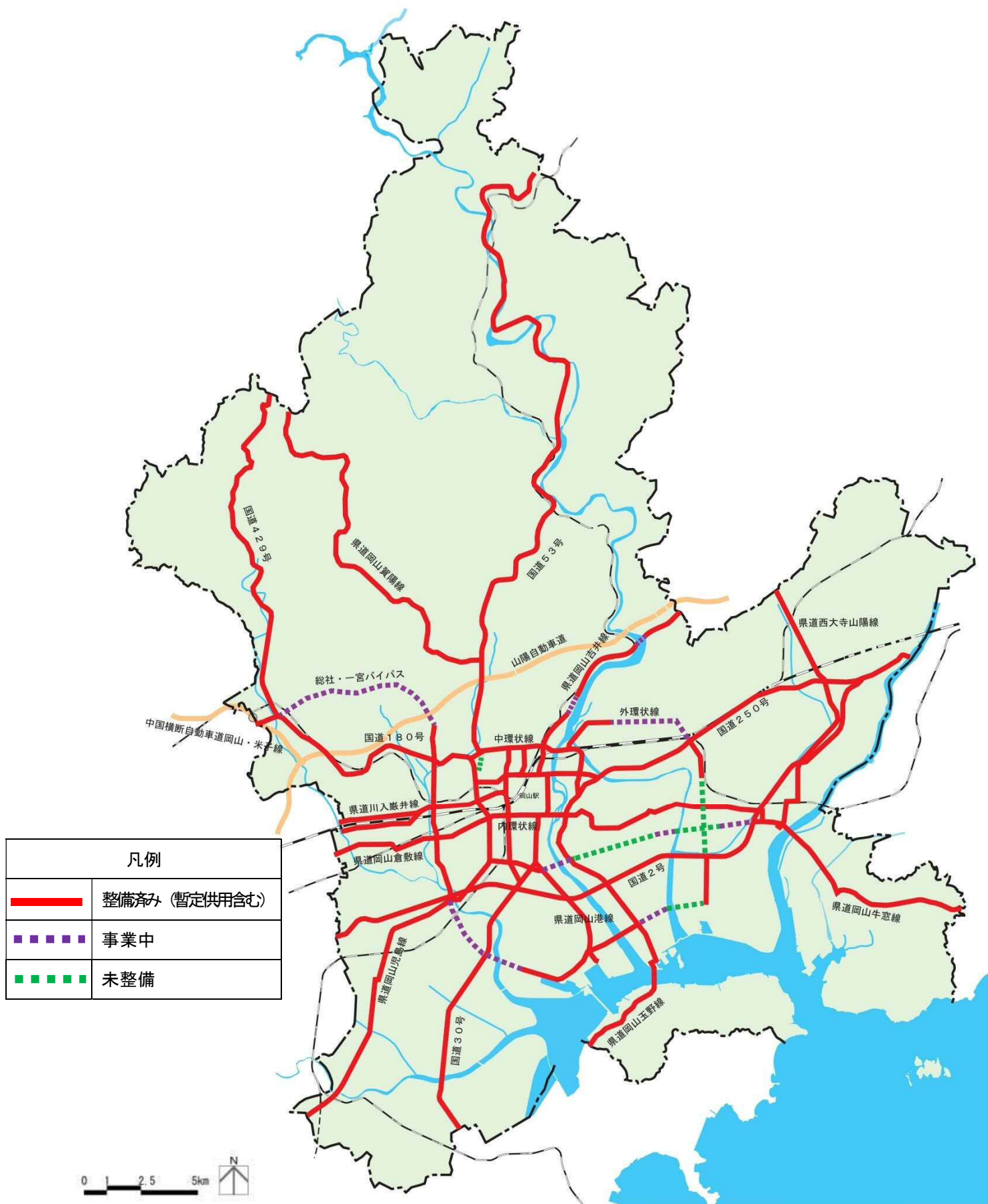
＜参照＞

・対象となる道路の指定

「別図に示す幹線道路」については、岡山市内の主要な国道、県道及び4車線以上の市道の内から景観形成上重要な路線を図4のとおり指定します。

ただし、指定された路線のうち、都市計画に定める用途地域の建ぺい率制限が8/10に指定されている区間は除きます。

図4 景観形成上重要となる路線図



第2章 景観形成重点地区

市内において、市民の誇りとなる優れた景観を有する地区または新たに良好な景観を創出すべき地区など、下記に該当する地区については、景観形成重点地区に指定し、重点的に景観形成を推進していきます。今後、地域の特性や市民の意向を踏まえ景観形成重点地区の指定をさらに拡充し、全市域へ取り組みを広げていきます。

- 市民に親しまれ、かつ、市民の誇りとなる優れた景観を有する地区
- 岡山市の顔として風格と潤いのある優れた景観を創出すべき地区
- すでに良好な景観形成に関する施策が講じられており、積極的な展開を図ることによって更なる景観形成の効果が期待できる地区
- すでに住民が主体となった景観形成に関する取組が行われており、その積極的な展開を図ることによって地域の景観形成に対する更なる意識の向上が期待できる地区

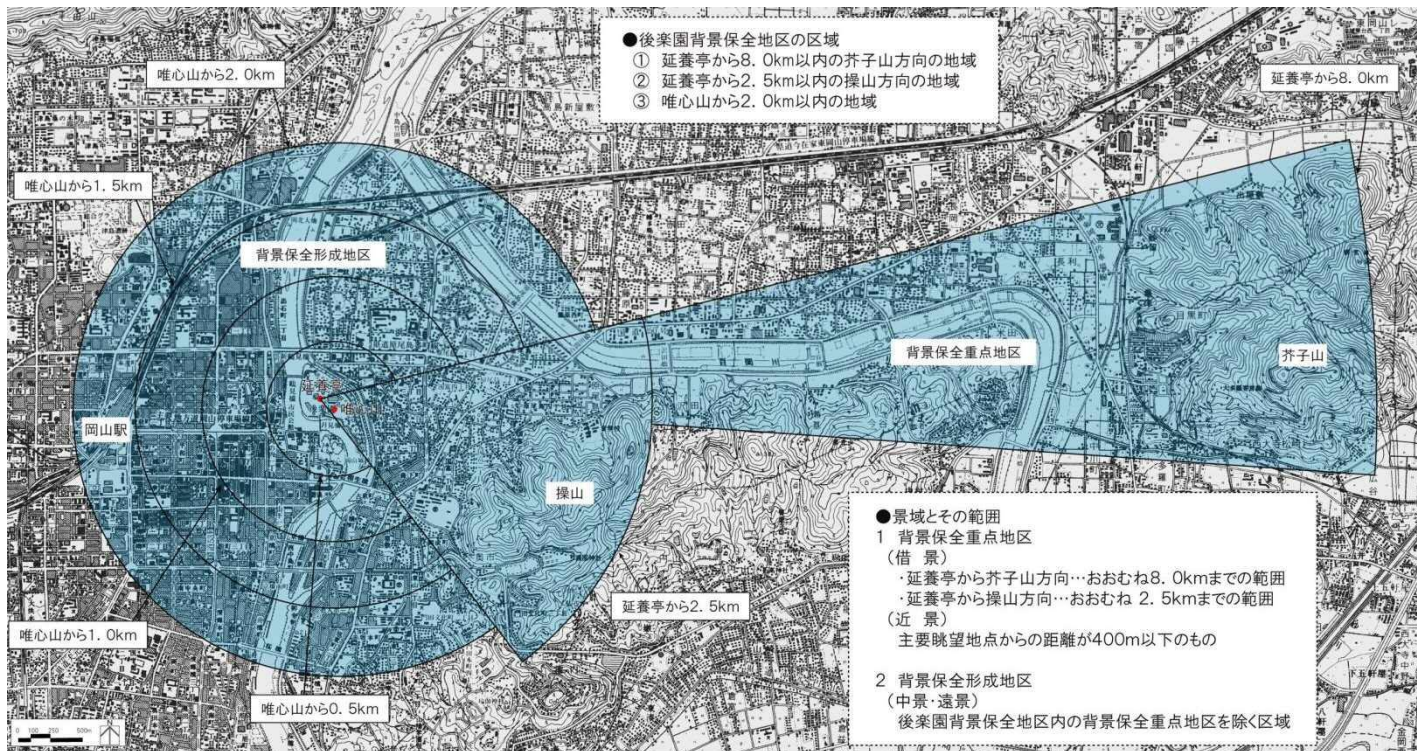
<景観形成重点地区の指定>

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 後樂園背景保全地区 | 3. 岡山カルチャーゾーン |
| 2. 都心軸沿道地区 | ①歴史地区 |
| ①桃太郎大通り | ②旭川河畔地区 |
| ②市役所筋 | ③都心文化地区 |
| ③西川緑道公園筋・枝川筋 | ④出石町地区 |
| ④県庁通り | |
| ⑤柳川筋 | |
| ⑥西口筋・昭和町通り | |
| ⑦城下筋 | |
| ⑧主要地方道岡山児島線・国道250号 | |

1. 後樂園背景保全地区

(1) 後樂園背景保全地区の区域

図5 後樂園背景保全地区区域図



* 主要眺望地点

- ①借景方向については、延養亭東側廊下の中央面から1.5mの高さ
- ②唯心山頂上の中央面から1.5mの高さ
- ③園内の主要散策路面から1.5mの高さ

(2) 良好な景観形成に関する方針

歴史的・文化的に優れた景観を有する岡山後楽園の借景・背景に及ぼす影響をできるだけ軽減するため、後楽園背景保全地区内の大規模行為について、規制誘導を実施し、岡山後楽園からの良好な眺望景観を保全・形成します。

○背景保全重点地区（近景及び後楽園借景方向）

延養亭は園内で最も重要な視点場であり、芥子山・操山方向については、岡山後楽園完成当時から変わらぬ借景が維持されています。また、近景については、建築物等の露出が園内からの眺望に大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、地区内の大規模行為については、延養亭などの主要眺望地点から望見されない位置及び規模とし、引き続き良好な眺望景観を保全します。

○背景保全形成地区（中・遠景方向）

園内の主要眺望地点からやむを得ず、望見されることとなる大規模行為については、主要眺望地点からの景観に及ぼす影響を極力軽減し、良好な眺望景観を保全・形成します。

(3) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

届出対象行為となる大規模行為のうち、下記に該当するものを当該行為の制限の対象とします。

対象規模	芥子山方向の地域	
	延養亭から $L \leq 2.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
	延養亭から $2.5\text{km} < L \leq 8.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 40m を超えるもの
	操山方向の地域	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
	その他の方向の地域	
	唯心山から $L \leq 0.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 13m を超えるもの
	唯心山から $0.5\text{km} < L \leq 1.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 20m を超えるもの
	唯心山から $1.0\text{km} < L \leq 1.5\text{km}$	地盤高を含む高さ 30m を超えるもの
唯心山から $1.5\text{km} < L \leq 2.0\text{km}$	地盤高を含む高さ 40m を超えるもの	

2) 景観形成基準

大規模行為に関する景観形成基準に、以下の基準を追加します。

地区	行為	事項	景観形成基準	
(近景及び後楽園借景方向) 背景保全重点地区	全ての大規模行為	位置配置	1. 主要眺望地点から望見されない位置とすること。	
		規模	1. 主要眺望地点から望見されない規模とすること。 (植栽による遮へい措置等により、主要眺望地点から望見されないこととなる場合を除く。)	
背景保全形成地区(中・遠景方向)	建築物、工作物の新築等	位置配置	1. 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 2. 主要眺望地点からの見え方を軽減する配置とすること。 3. 屋上工作物の位置・配置は、主要眺望地点から見えないように工夫すること。	
		規模	1. 高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方を軽減すること。	
		形態意匠	形態	1. 主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。
			意匠	1. 主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 2. 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 3. 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
			色彩	1. 主要眺望地点からの見え方に配慮し、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。 2. けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とすること。
		素材材料	1. 主要眺望地点からの見え方に配慮し、反射光のある素材・材料を外部の大部分にわたって使用しないこと。 2. 主要眺望地点からの見え方に配慮し、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等による主要眺望地点からの見え方の増大のおこりにくいものを使用すること。	

	敷地の緑化	1. 敷地内においては、既存の樹木等についてはできるだけ残すよう努めるとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮した緑化に努めること。
	土石の採取・鉱物の掘採	1. 主要眺望地点からの見え方に配慮した土石等の採取、鉱物の掘採の方法とすること。 2. 敷地周囲の修景緑化に努める等主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。また、採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。
	屋外における土石等の堆積	1. 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とするとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮し、積み上げの高さをできるだけ抑えること。 2. 敷地周囲及び擁壁等構造物についての修景緑化に努める等主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。

(注) 上記表中における近景とは、主要眺望地点からの距離が400m以下のもの、中・遠景とは、主要眺望地点からの距離が400mを超えるものをいいます。

2. 都心軸沿道地区

(1) 都心軸沿道地区の区域

都心内の主要な街路の沿道について、良好な街路景観を形成するために、景観形成重点地区へ指定します。

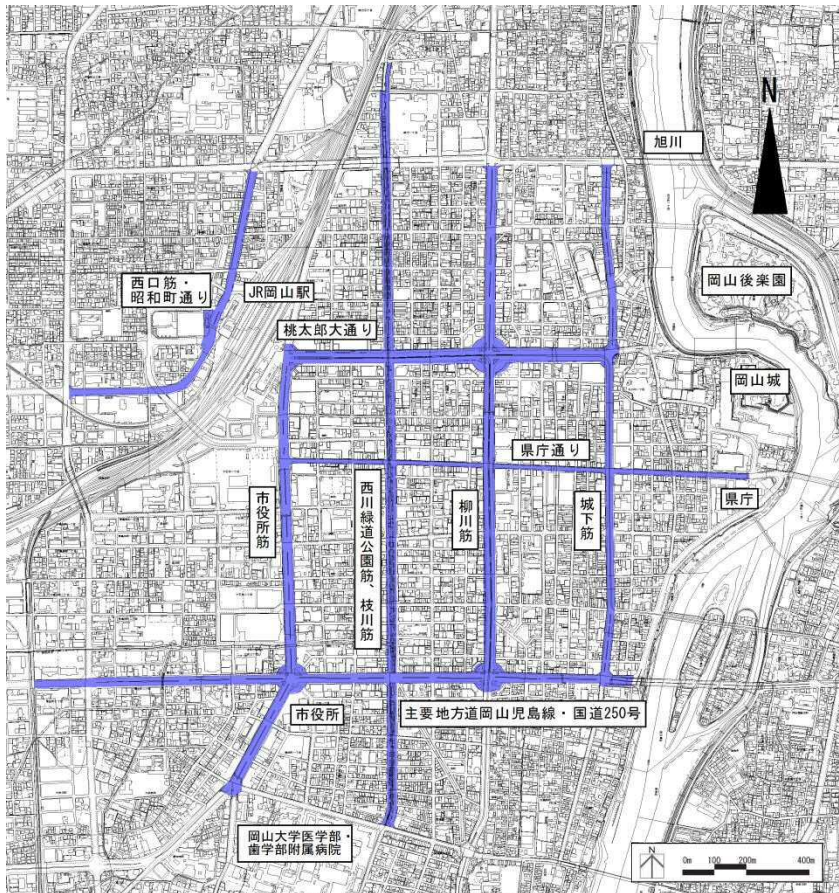


図6 都心軸沿道地区位置図

(2) 良好な景観形成に関する方針（共通方針）

都心は、商業業務機能が集積し多くの人々が集まる岡山の中心であるとともに、岡山の顔として都市のイメージを形づくる重要な場所であり、風格と賑わいを備えた魅力ある都市景観の形成を進めます。

その中でも、都心を構成する主要な街路は、都心内を回遊する歩行者軸として花と緑に包まれた楽しい歩行空間を形成するとともに、都市景観の骨格となる景観軸として、沿道の建物と一体となって、道路の格に応じて風格と賑わいにあふれる街路景観を形成します。

ロータリーの特徴を活かした街かど、豊かな花と緑に覆われたプロムナード、ランドマークやアイストップが際立つ通りを形成するとともに、沿道の建築物や広告物の配置、形態・意匠、及び敷地内の緑化等を規制誘導し、統一感のある街並みを形成します。

また、建物低層部は商業・業務系の用途に使用し、屋上や壁面を緑化するなど、潤いと賑わいある街並みを創出します。

(3) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

届出対象区域については、図6に示す主要な街路に面する敷地とし、建築物及び工作物等については下記の行為を届出対象行為とします。

①建築物

対象行為	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	高さが5 mを超えるもの又は床面積の合計が10 m ² を超えるもの

<適用除外行為>

※外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が見付面積の10分の1以下かつ10 m²以下の行為

②工作物

対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	1. 煙突、排気塔その他これらに類するもの 2. アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの 3. 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの 4. 装飾塔その他これらに類するもの 5. 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 6. 彫像、記念碑その他これらに類するもの 7. 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 8. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 9. 自動車車庫の用に供する立体的な施設 10. 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 11. 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	高さが5 mを超えるもの又は築造面積が10 m ² を超えるもの
	12. 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さが1 mを超えるもの

③土石の採取、④鉱物の掘採、④屋外における土石等の堆積は、大規模行為の届出対象行為と同様とする。

<①～④の届出対象行為に共通する適用除外行為>

- ※1. 仮設の建築物又は工作物に係る行為
- ※2. 建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わない行為
- ※3. 地盤面下又は水面下における行為
- ※4. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

2) 路線別景観形成方針・基準

■桃太郎大通り沿道の景観形成方針

景観形成の目標：風格と賑わいが漂う歩いて楽しいシンボル通り

- ・桃太郎大通りは、岡山駅から表町そして城下へ延びる都心軸であり、街路中央には岡山を特徴づける路面電車が走り、両側には広場と形容されるゆったりとした歩道を有する、幅員50mの岡山を代表する幹線街路です。街路沿道は、商業・業務機能が集積し、多くの人通りで賑わい、またハイセンスな都心居住の場ともなっています。
- ・市街地再開発事業等の都市更新により土地の高度利用と都市機能の集積を図るとともに、建物の壁面後退等により魅力的な広場空間を確保し、駅前大通りの美しい通景（ビスタ）と歩いて楽しいシンボル通りを形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●桃太郎大通り沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の 新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする。	
	壁面の位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・桃太郎大通りの境界より1.0m以上 ・1階部分の歩道沿いに空地「おいでんせえ広場」を設ける（敷地間口寸法×3.0mと同面積以上とする。ただし、壁面後退部分の面積も含むものとする。） ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。 	
		敷地面積150㎡以上～250㎡未満	敷地面積150㎡未満
	素材 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・桃太郎大通りの境界より1.0m以上 ・1階部分の歩道沿いに空地「おいでんせえ広場」を設けること（敷地間口寸法×2.0mと同面積以上とする。ただし、壁面後退部分の面積も含むものとする。） 	
		桃太郎大通りの境界より ・1階部分は1.0m以上	
敷地の緑化	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。		
かき・さく・塀等	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・さく・塀等	桃太郎大通り沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく桃太郎大通り沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■市役所筋沿道の景観形成方針

景観形成の目標：風格と活気に満ちた歩いて楽しいビジネス通り

- ・市役所筋は、岡山駅から市役所方向へ延びる都心軸であり、歩道上の芸術的な樹形のプラタナスと中央帯の豊かな植栽が特徴的な幹線街路です。街路沿道は、都市機能の更新と高度利用化が進展し、商業業務機能が集積するビジネス街を形成しています。
- ・市庁舎を景観の焦点とし、両側の街並みは高層建築物で囲まれた都市的な風格のある通景（ビスタ）を形成します。そして、建物の壁面後退等により生み出されたオープンスペースは歩道と一体的に利用することとし、モニュメントを設けたり修景緑化を施すなどして、街並みに活気と彩りを添えます。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●市役所筋沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする。	
	壁面の位置の制限	市役所筋の境界より ・1階部分は5.0m以上 ・2階以上は1.0m以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積150㎡以上～400㎡未満	敷地面積150㎡未満
		市役所筋の境界より ・1階部分は3.0m以上 ・2階以上は1.0m以上	市役所筋の境界より ・1階部分は1.0m以上
	素材材料	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。	
	敷地の緑化	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。	
	かき・さく・塀等	市役所筋沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく市役所筋沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。	

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■西川緑道公園筋・枝川筋沿道の景観形成方針

景観形成の目標：水と緑、憩いと賑わいに包まれた歩いて楽しい公園通り

- ・西川・枝川緑道公園は都心を南北に貫く延長 2.4 km の水と緑の景観軸であり、清澄な水の流れと四季折々の花木が都心に大きな潤いを与えており、沿道には商業施設や都市型住宅等が立地するなど都市更新が進みつつあります。
- ・西川・枝川緑道公園、隣接する道路、沿道の街並みが一体となって、街全体が水と緑のオアシスのように、多くの人々を惹きつけ、充実した楽しい時間を過ごすことができる憩いと賑わいの空間を形成します。
- ・街並みには、建物の壁面後退により生み出されたオープンスペースに季節ごとの花を飾り、洗練されたデザインの広告や、建物低層部にはショップ、カフェ、レストラン等の小粋な商業施設が立地するなど、連続性と親和性を備えた、歩いて楽しい街並みを形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集約化を図るなど、ヒューマンスケールな街並み景観を誘導します。

●西川緑道公園筋・枝川筋沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする。	
	壁面の位置の制限	西川緑道公園筋・枝川筋の境界より	
		3階以下の建物 ・ 1階部分は 1.5m 以上	4階以上の建物 ・ 1階部分は 2.5m 以上 ・ 2階以上は 1.0m 以上
		ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積 150㎡以上～250㎡未満	敷地面積 150㎡未満
	素材材料	西川緑道公園筋・枝川筋の境界より ・ 1階部分は 1.5m 以上	
		西川緑道公園筋・枝川筋の境界より ・ 1階部分は 1.0m 以上	
	敷地の緑化	壁面後退の特例 1. 西川緑道公園筋・枝川筋側の敷地間口寸法×壁面後退距離と同面積以上の空気を西川緑道公園筋・枝川筋に面して設けることで代替可能。 2. 敷地内における一般に開放したテラス等の屋上広場は、上記の 1階部分の壁面後退と同等の空地とみなす。 (※ただし、250㎡以上の敷地面積があり、かつ、4階以上の建物については、特例を適用する場合でも 1階部分を含む全ての階で 1.0m 以上の壁面後退を行うこと。)	
外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。			
かき・さく・塀等	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
	西川緑道公園筋・枝川筋沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく西川緑道公園筋・枝川筋沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第 1 章 3 (2) に規定する景観形成基準を追加します。

■ 県庁通り沿道の景観形成方針

景観形成の目標：賑わいと賑わいをつなぐ歩いて楽しいお洒落通り

- ・ 県庁通りは駅前から西川緑道公園を經由して表町商店街を結び、桃太郎大通りを補完する都心軸です。沿道は都市機能の更新が進みつつあり、ロマンチック通りと名づけられた一帯は賑わいの中心地となっています。
- ・ 主要な賑わい拠点を結ぶ歩行者軸として、敷地の統合化など都市更新を進め、壁面後退により生み出されたオープンスペースは歩道と一体的に利用され、洗練されたデザインの広告、また建物低層部にはお洒落な店舗が連なるなど、歩いて楽しい街並みを形成します。
- ・ 主要な交差点部には、拠点的な施設を配置し、賑わいと潤いのある象徴的な街かど景観を創出します。
- ・ 屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集約化を図るなど、ヒューマンスケールな街並み景観を誘導します。

● 県庁通り沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとすること。 防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする。	
	壁面の位置の制限	県庁通りの境界より ・ 1階部分は3.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積150㎡以上～250㎡未満	敷地面積150㎡未満
	素材材料	県庁通りの境界より ・ 1階部分は2.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上	
県庁通りの境界より ・ 1階部分は1.0m以上			
敷地の緑化	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。		
かき・さく・塀等	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・さく・塀等	県庁通り沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく県庁通り沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとすること。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■柳川筋沿道の景観形成方針

景観形成の目標：商業業務が賑わいを呼ぶ歩いて楽しい都心の中央通り

- ・柳川筋は、都心部の中央を縦断する都心軸であり、街路中央には路面電車が走り、ユリノキなどの街路樹が特徴的な主要な幹線道路です。特に桃太郎大通りや県庁通りとの交差点は歩行者軸の結節点であり、人の流れ、回遊性を意識した魅力ある街角を演出し、賑わいのある歩行者空間を形成します。
- ・街路沿道は商業業務機能や都市型の高層住宅等が建ち並んでおり、沿道建築物の高度利用や壁面後退により生み出されたオープンスペースの緑化等により賑わいと風格のある都市景観を形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●柳川筋沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたきのある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたきのある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする こと。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一 体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする	
	壁面の位 置の制限	柳川筋の境界より ・ 1階部分は3.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基 準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準 を緩和することができる。	
		敷地面積 150㎡以上～400㎡未満	敷地面積 150㎡未満
		柳川筋の境界より ・ 1階部分は2.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上	柳川筋の境界より ・ 1階部分は1.0m以上
	素材 材料	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。	
敷地の 緑化	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調 和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣 接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・ さく・ 塀等	柳川筋沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに 設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく柳川筋沿いから後退すること。やむを 得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■西口筋・昭和町通り沿道の景観形成方針

景観形成の目標：駅西の賑わいを広げる歩いて楽しい西口通り

- ・西口筋は JR 岡山駅から岡山空港や山陽自動車道へとつなぐ玄関口です。近年、岡山駅西口は再開発や道路の整備等により都市機能の更新が進展しており、一方、昔からある商店街も残る街並みです。店舗が多く駅北西部の文教・運動公園エリアへ向かう学生等の歩行者や自転車交通が多く活気ある通りとなっており、駅東地区との一体的な都市機能の更新を進め、敷地内の沿道緑化等により、親しみやすく歩いて楽しい街並みを形成します。
- ・昭和町通りは、比較的敷地規模にゆとりのある建築物が並ぶエリアで、高容積率制限を活かした高度利用を促進し、壁面後退や緑化により風格のある沿道景観を形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●西口筋・昭和町通り沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
形態 意匠	形態	方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の形態とすること。	
	意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着いたある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとすること。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。 	
	色彩	大規模行為における色彩の基準と同様とする	
建築物、 工作物の 新築等	壁面の位置の制限	西口筋の境界より 1 階部分は 3.0m 以上。2 階以上は 1.0m 以上。 ただし、敷地面積 400 m ² 未満のものについては、1 階部分のみ 1.0m 以上とする。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		昭和町通りの境界より <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階部分は 3.0m 以上 ・ 2 階以上は 1.0m 以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積 150 m ² 以上～400 m ² 未満	敷地面積 150 m ² 未満
		昭和町通りの境界より <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階部分は 2.0m 以上 ・ 2 階以上は 1.0m 以上 	昭和町通りの境界より <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階部分は 1.0m 以上
素材 材料	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。		
敷地の 緑化	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・ さく・ 塀等	西口筋・昭和町通り沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく西口筋・昭和町通り沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとすること。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第 1 章 3 (2) に規定する景観形成基準を追加します。

■城下筋沿道の景観形成方針

景観形成の目標：城下町の歴史が魅せる歩いて楽しい文化通り

- ・城下筋は、都心地区の南北方向の外郭を構成する都心軸であり、街路中央を走る路面電車とモミジバフウの植栽が特徴的な幹線街路です。街路沿道は、商業・業務機能や都市型住宅を中心に高度利用化が進展しており、シンフォニーホールや県立美術館、オリエント美術館等の文化施設、中国銀行や日本銀行岡山支店等の業務施設など、シンボリックな建築物がアクセントとなっています。
- ・これらシンボリックな建築物を景観形成の核としつつ、沿道建築物の高度利用や、内山下交差点、ルネスホールの歴史的建造物を活かすなど調和のとれた景観デザインにより、賑わいと風格ある街路景観を形成します。
- ・沿道建物低層部の賑わい施設、歩道に沿った敷地内の積極的な緑化等により魅力的な都市空間を創出し、誰もが歩きたくなる回遊性の高い快適な空間を形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●城下筋沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着きのある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着きのある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする	
	壁面の位置の制限	城下筋の境界より ・ 1階部分は3.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積 150㎡以上～400㎡未満	敷地面積 150㎡未満
	素材材料	城下筋の境界より ・ 1階部分は2.0m以上 ・ 2階以上は1.0m以上	
		城下筋の境界より ・ 1階部分は1.0m以上	
敷地の緑化	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。		
かき・さく・塀等	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・さく・塀等	城下筋沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく城下筋沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■主要地方道岡山児島線・国道 250 号沿道の景観形成方針

景観形成の目標：新たな都市機能の集積が風格と賑わいを生む歩いて楽しい開放感のある外郭通り

- ・主要地方道岡山児島線、国道 250 号は、都心地区の東西方向の外郭を構成する都心軸であり、大規模な商業業務機能が複合して進展しています。主要地方道岡山児島線は、国道 250 号から連続した街路を構成し、道路改良に伴う都市機能の更新が進展しています。
- ・広幅員街路、高容積率制限を活かした高度利用を促進し、統一感ある景観デザインによる街並みとともに、低層部の賑わい施設、歩道に沿った敷地内の積極的な緑化等により魅力的な都市空間を創出し、整然とした風格ある街路景観を形成します。特に、大供・大雲寺ロータリー、新京橋西交差点では、人の流れ、回遊性を意識した魅力ある街角を演出し、賑わいと風格のある快適な街路景観を形成します。
- ・屋外広告物モデル地区に指定しており、建物と一体化したデザイン、色彩、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

●主要地方道岡山児島線・国道 250 号沿道の景観形成基準

項目		景観形成基準	
建築物、 工作物の 新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着きのある外観の形態とすること。	
		意匠 1. 方針を踏まえ、街並みに調和し、洗練された落ち着きのある外観の意匠とすること。 2. シャッターは設けないようにする、もしくはパイプ製シャッター等の開放的なものとする。防犯上やむを得ない場合は、照明を工夫するなど景観上の配慮を行うこと。 3. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。	
		色彩 大規模行為における色彩の基準と同様とする	
	壁面の位置の制限	岡山児島線・国道 250 号の境界より ・ 1 階部分は 3.0m 以上 ・ 2 階以上は 1.0m 以上 ただし、下記に示す敷地面積のものについてはこの限りでなく、敷地面積に応じた下記基準を満たすこと。なお、敷地の規模、形状等によりやむを得ない場合は別途協議の上、基準を緩和することができる。	
		敷地面積 150 m ² 以上～400 m ² 未満	敷地面積 150 m ² 未満
		岡山児島線・国道 250 号の境界より ・ 1 階部分は 2.0m 以上 ・ 2 階以上は 1.0m 以上	岡山児島線・国道 250 号の境界より ・ 1 階部分は 1.0m 以上
	素材材料	外装材は耐久性の高いものとし、光などが強く反射する外装材は使用しないようにすること。	
敷地の緑化	景観上効果的に積極的な植栽を行うこと。なお、壁面後退した空地については歩道部分と調和がとれた修景を施し、植栽の配置を工夫し歩行者が通行できる空間を確保するとともに、隣接地と連続した歩行者空間の確保に配慮すること。		
かき・さく・塀等	主要地方道岡山児島線・国道 250 号沿いには、かき・さく・塀等を設けないようにし、壁面後退区域の隣地境界線沿いに設けるかき・さく・塀等については、できるだけ大きく岡山児島線・国道 250 号沿いから後退すること。やむを得ない場合は高さ・材質・色調に配慮し開放的なものとする。		

※なお、大規模行為については、上記の基準に第 1 章 3 (2) に規定する景観形成基準を追加します。

3. 岡山カルチャーゾーン

(1) 岡山カルチャーゾーンの区域

岡山後楽園、岡山城、旭川の周辺地域については、歴史・文化・自然と調和した街並み景観を形成するために、景観形成重点地区へ指定します。

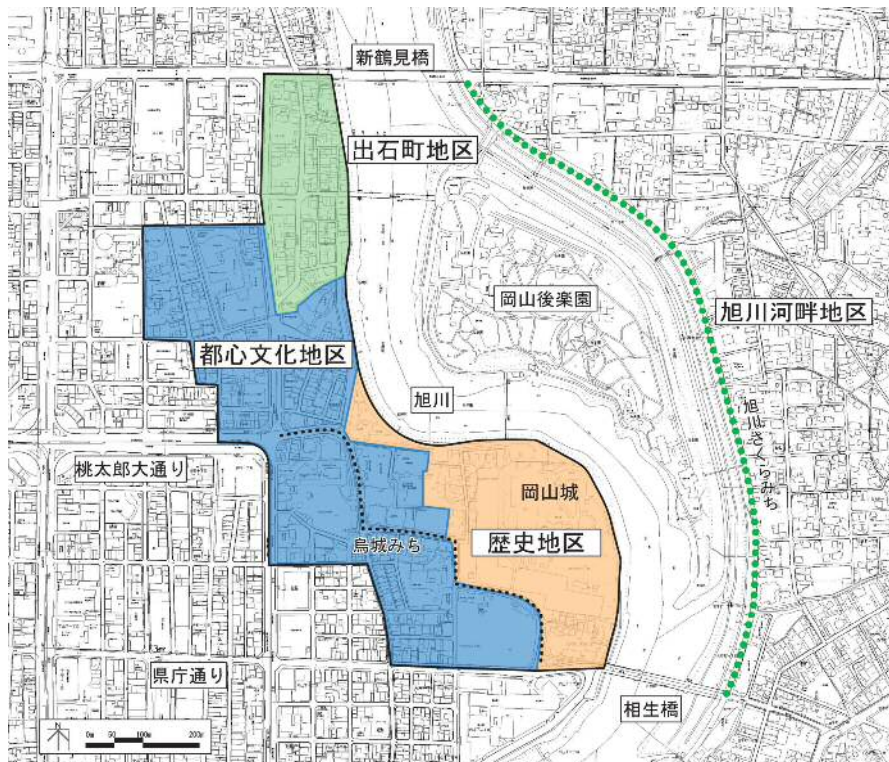


図7 岡山カルチャーゾーン区域図

(2) 良好な景観形成に関する方針（共通方針）

岡山後楽園、岡山城周辺は、歴史的建造物や石垣、櫓といった岡山城の遺構が数多く残る地域であり、城下町の時代から岡山の中心地として繁栄してきた歴史の面影を垣間見ることができます。またゆったりと流れる旭川河畔の水・緑の自然景観や、遠方に望む山並みの眺望景観とあいまって、落ち着いた佇まいの街並みが形成されています。現在においては、美術館や博物館、図書館といった文化施設が当地区に多く集積し、岡山カルチャーゾーンとして文化芸術の発信地でもあります。そして平成19年3月には、当地域が次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に残されているということで、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれるなど、全国的にも高く評価されています。

こうした岡山後楽園、岡山城周辺に残る伝統的な街並みの保全・活用を図ることで、歴史的景観に調和した歴史情緒漂う街並みを形成します。建築物等については落ち着いた形態・意匠とし、積極的な緑化を行うことで、自然・歴史・文化が融合した未来へ引き継ぐべき都市景観を創出します。

また、屋外広告物については、建物と一体化したデザイン、色、設置形態とするとともに、集合化を図るなど、すっきりとした街並み景観を誘導します。

(3) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1) 届出対象行為

届出対象区域については、図7に示す地区内とし、また旭川河畔地区については、旭川さくらみちに面する敷地とし、建築物及び工作物等については下記の行為を届出対象行為とします。ただし、都心軸沿道地区の区域と重複しているところについては、都心軸沿道地区における景観形成基準を適用します。

①建築物

対象行為	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	高さが5mを超えるもの又は床面積の合計が10㎡を超えるもの

<適用除外行為>

※外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が見付面積の10分の1以下かつ10㎡以下の行為

②工作物

対象行為	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	1. 煙突、排気塔その他これらに類するもの 2. アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの 3. 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの 4. 装飾塔その他これらに類するもの 5. 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 6. 彫像、記念碑その他これらに類するもの 7. 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 8. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設 9. 自動車車庫の用に供する立体的な施設 10. 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 11. 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
	12. 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さが1mを超えるもの

③土石の採取、鉱物の掘採、④屋外における土石等の堆積は、大規模行為の届出対象行為と同様とする。

<①～④の届出対象行為に共通する適用除外行為>

- ※1. 仮設の建築物又は工作物に係る行為
- ※2. 建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わない行為
- ※3. 地盤面下又は水面下における行為
- ※4. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

2) 地区別景観形成方針・基準

■ 歴史地区の景観形成方針

景観形成の目標：岡山城に映える歴史情緒あふれる街並みの形成

- ・岡山城を中心とする当地区は、伝統的様式を色濃く残した建築物等が軒を連ね、岡山城やその内堀、石垣等の歴史的要素と一体となって、歴史情緒あふれる街並み景観を形成しています。
- ・地区の大部分は、風致地区に指定されており、豊かな緑、旭川といった自然の美しさに馴染んだ良好な街並み景観を保全します。
- ・別名烏城とも呼ばれる岡山城と調和した街並みを形成するために、風致地区と連携して和風の建築様式を基本とした建物を誘導し、木材等の素材感を活かした形態・意匠や、落ち着いた彩度、明度の色彩とすることで、岡山を代表する観光地に相応しい景観を保全、形成します。

● 歴史地区の景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物、 工作物の新築等	形態 意匠	形態 1. 方針を踏まえ、周辺の歴史的景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 2. 建築物の階数は、2階以下にすること。 3. 屋根は周囲から勾配形状のわかる勾配屋根とすること。
		意匠 1. 方針を踏まえ、周辺の歴史的景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった意匠とすること。 2. 開口部等は木製建具をできるだけ選ぶこと。やむを得ない場合は、木色に近い茶系のカラーサッシを選ぶこと。 3. 屋根については、できるだけ日本瓦もしくは同程度の仕上げとするものとする。 4. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。 5. 外部木部の仕上げは、自然の風合いを大切にし、素材感を活かすこと。 6. 立体駐車場は、建築物と同様の外壁仕上げとすること。外壁がない場合は、道路から望見されない位置、配置とすること。ただし、ルーバー、樹木、生垣等の植栽により、修景する場合は、この限りでない。
		色彩 大規模行為における色彩基準を満たしつつ、外壁は白、黒、茶色系統を基調とし、落ち着いた彩度の色彩を選ぶものとし、屋根については岡山城と調和するよう黒色系を基調とした色彩を選ぶこと。
	壁面の位置の制限	道路境界線及び敷地境界線より 1.0m以上。
	素材材料	1. 周辺の歴史的景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2. 周辺の歴史的景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。
敷地の緑化	敷地内においては、植樹をできるだけ行い、季節の草花が楽しめるような工夫を行うこと。	
かき・さく・塀等	できるだけ周辺景観に配慮した色彩、自然素材を活かした和風様式のものを選ぶこと。	

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■旭川河畔地区の景観形成方針

景観形成の目標：岡山後樂園や桜堤と一体となった街並みの形成

- ・当地区は、岡山後樂園、旭川の東岸に位置し、旭川さくらみちの桜堤や河川敷の緑地帯は、普段からジョギングや散歩コースとして市民に親しまれており、特に桜の季節には、大勢の花見客で賑わいを見せています。
- ・地区の大部分は、風致地区に指定されており、岡山後樂園や旭川、桜堤といった自然の美しさに馴染んだ良好な街並み景観を保全します。
- ・旭川の堤防上の沿道には、ゆとりある敷地に生垣や緑豊かな植栽を施すとともに、落ち着いた外観の建物を誘導し、風致地区と連携して歴史・自然景観をひきたてる閑静な街並みを保全・形成します。

●旭川河畔地区の景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物、 工作物の 新築等	形態 意匠	形態 1. 方針を踏まえ、周辺の歴史・自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 2. 建築物等の階数は、できるだけ低層なものとすること。
		意匠 1. 方針を踏まえ、周辺の歴史・自然景観と調和し、全体的に違和感のないまとまった意匠とすること。 2. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。
		色彩 大規模行為における色彩基準を満たしつつ、外壁は白、黒、茶色系統を基調とし、落ち着いた彩度の色彩を選ぶものとし、屋根についても落ち着いた彩度の色彩を選ぶこと。
	壁面の位置の制限	道路境界線及び敷地境界線より 1.0m以上。 ただし、旭川堤防上の旭川さくらみち（相生橋から新鶴見橋まで）からの壁面後退距離は 2.0m以上とすること。
	素材材料	1. 周辺の歴史・自然景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2. 周辺の歴史・自然景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。
	敷地の緑化	敷地内においては、植樹をできるだけ行い、季節の草花が楽しめるような工夫を行うこと。
	かき・さく・塀等	道路境界線側については、できるだけ生垣や植栽を組み合わせるものとし、やむを得ない場合は、高さ、材質、色調等景観に配慮したものを選ぶこと。

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3（2）に規定する景観形成基準を追加します。

■都心文化地区の景観形成方針

景観形成の目標：文化と芸術が薫る街並みの形成

- ・美術館や図書館といった多くの文化施設が地区内に集積し、また岡山城の石垣や櫓、禁酒会館といった歴史的建造物も数多く都市空間の中に共存しており、都市と歴史・文化の融合した街並みが創出されています。
- ・歴史、文化的施設に面する地区として、岡山カルチャーゾーンの魅力をより高めるために、落ち着いた佇まいやデザイン性に優れた店舗・住宅を誘導し、歴史・文化資源とうまく調和した良好な街並み景観を形成します。
- ・岡山カルチャーゾーンを散策する人が歩いて楽しく、またゾーン内の回遊性が高まるように、身近に歴史・文化・芸術と触れ合える街並みを形成します。

●都心文化地区の景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物、 工作物の 新築等	形態 意匠	形態 方針を踏まえ、周辺景観と調和し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。
		意匠 1. 方針を踏まえ、周辺景観と調和し、全体的に違和感のないまとまった意匠とすること。 2. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。
		色彩 大規模行為における色彩基準を満たしつつ、外壁は白、黒、茶色系統を基調とし、屋根についても落ち着いた彩度の色彩を選ぶこと。
	壁面の位置の制限	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退すること。 ただし、烏城みち沿いの敷地については烏城みち沿いから1.0m以上壁面を後退すること。
	素材材料	1. 周辺の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 2. 周辺の景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。
	敷地の緑化	敷地内においては、植樹をできるだけ行い、季節の草花が楽しめるような工夫を行うこと。
	かき・さく・塀等	道路境界線側については、できるだけ生垣や植栽を組み合わせるものとし、やむを得ない場合は、高さ、材質、色調等景観に配慮したものを選ぶこと。

※なお、大規模行為については、上記の基準に第1章3(2)に規定する景観形成基準を追加します。

■出石町地区の景観形成方針

景観形成の目標：出会いやにぎわい、歴史・文化の香りあふれる街並みの形成

- ・出石町は、約300年の歴史を持つ岡山後楽園に隣接し、岡山の市街地の中では戦災を免れた数少ない地区であり、また岡山城の城下町であった当時の町割りを残しており、旭川の清流とともに都心部にありながら歴史・文化の香りあふれる街として親しまれています。
- ・伝統的建築物等が醸し出す出石町の街並みと調和するように建物の形態意匠に配慮し、特に外壁の色彩は白、黒、茶系統を基調とした低彩度のものとします。また季節折々の草花が楽しめるよう植栽を行うとともに、できるだけ低層階の建物を誘導します。
- ・工作物については、できるだけ道路に面する場所に設置しないものとし、屋外広告物については、大きさ、デザイン、色彩等に配慮し、街並み景観と調和したものとします。

出石町地区内で締結された、「出石町一丁目地区景観まちづくり協定」の内容を、今後も引き続き遵守しながら当地区の景観まちづくりを地域が主体となって進めていきます。

「出石町一丁目地区景観まちづくり協定」より抜粋

（協定の目的）

第1条 この協定は、出石町一丁目地区に現存する歴史的建築物等を保存・活用し、歴史的街並みにふさわしい住環境（建築物及びその敷地）の整備・改善を図ることを目的とします。

（協定の締結）

第4条 この協定は、前条に定める区域内の土地所有者及び借地権者等（以下「所有者等」という）の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結したものを「協定者」という）

（住宅等の整備に関する事項）

第5条 和風、洋風の伝統的建築物が混在して残る出石町の街なみに合わせて、協定者は、建築物等について新築、増改築、改修等を行う場合、別図に示す区域において次に定める基準に適合するよう努めるものとします。

- 外壁の色彩は原色を避け、白、黒、茶色系統を基調とし、伝統的建築物等が醸し出す出石町の街なみ景観と調和を図るものとする。
- 建築物の階数は地上3階までを原則とし（商業地域は除く）、景観として調和のある出石町の街なみをつくっていくものとする。
- 和風デザインの建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とし、黒色系の日本瓦もしくは、同程度の仕上げにし、洋風デザインの建築物の屋根は、黒、茶系統を基調とする落ち着いた色とする。
- 看板の大きさ、デザイン、色彩は出石町の街なみ景観に調和したものとする。
- 屋外の道路に面する工作物（エアコン室外機・ガスボンベなど）については、木・竹・植栽などで目隠しを行うものとする。
- 敷地内には植樹をできるだけ行い、季節の草花が楽しめるよう工夫していくものとする。

第3章 景観重要建造物の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路その他の公共の場所から、容易に望見することができ、以下に示す全ての項目に該当する建造物を、「景観重要建造物」に指定することにより、積極的に保全、活用を図ります。

- (1) 外観が優れたデザインを有し、地域を象徴する建造物
- (2) 地域の景観を特徴づけ、地域の良好な景観形成に寄与している建造物
- (3) 地域住民に親しまれ、愛されている建造物

2. 現在指定されている景観重要建造物

- ・ 建造物の名称：木下利玄生家（土塀、薬医門含む）及び木下家長屋門
- ・ 指定年月日：平成24年2月22日
- ・ 所在地：岡山市北区足守字山下 801-3、801-5
- ・ 所有者：岡山市



位置図



木下利玄生家

建築年代	1852年
建物用途	大名邸宅
構造	木造平屋建・寄棟造・棧瓦葺
外壁仕様	土塗壁及び漆喰 一部板張
建築面積	299.96 m ²
延床面積	292.73 m ²



木下家長屋門（南面）

建築年代	不明
移築年代	大正の初め
建物用途	長屋門
(元藩士禰屋氏の離れ座敷を移築)	
構造	木造二階建・入母屋造・本瓦葺 一部棧瓦葺
外壁仕様	土塗壁 一部板張
建築面積	78.03 m ²
延床面積	102.98 m ² (1階: 51.26 m ² 2階: 51.72 m ²)

第4章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、建築物と同様に景観上の影響が大きい要素であり、屋外広告物に関する施策を景観計画に位置づけることにより、建築物等の景観形成と連携して取り組みます。岡山市全域に関する「良好な景観形成に関する方針」に即して、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持するために、「岡山市屋外広告物条例」に基づき、市内全域ですべての屋外広告物を対象に必要な規制を行います。

条例では、各地域の歴史・文化・自然・市街地の状況など地域の特性に応じて、市域を禁止地域並びに第1種、第2種、及び第3種許可地域に区分し、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、適切な規模、配置、形態、色彩及び意匠となるように必要な規制を行います。

また、景観形成重点地区に位置づけられている区域は、それぞれの地区で掲げる「良好な景観形成に関する方針」に基づき、建築物等の制限に合わせて、屋外広告物に関しても、地区の特性に応じたきめ細かい制限を実施します。

2. 屋外広告物の表示等に関する制限

(1) 禁止地域

文化財に指定された建造物の周辺区域、岡山の玄関口である岡山駅前広場、岡山空港とその主要なアクセス道路沿道、及び岡山後楽園とその周辺の風致地区など文化的な景観や岡山を代表する景観を形成すべき地域では、屋外広告物がないすっきりした都市景観を形成するため、小規模な自家広告を除き原則として屋外広告物の掲出を禁止します。



岡山城、岡山後楽園周辺

(2) 許可地域

○第1種許可地域

良好な居住環境を有する低層住居専用地域では、できる限り広告物が少なく緑豊かな都市景観を形成するため、住環境上支障となるおそれがある屋上、野立及びネオン等の屋外広告物を禁止するとともに、その他の広告物は必要最小限の規模とします。

○第2種許可地域

郊外部の主要な道路及び鉄道とその周辺区域では、周辺の自然環境と調和した良好な道路景観等を形成するため、野立広告物を禁止するとともに、その他の広告物についても規模等を抑制します。

○第3種許可地域

上記以外の市街地では、商業地をはじめ良好な都市景観を形成するため、商業業務活動との調整を図りながら過度な屋外広告物の掲出を抑制します。

派手で大規模な商業広告が集積する幹線道路沿道は、「広告景観」とでも呼ばれるような乱雑な景観を呈しており、良好な道路景観を取り戻すため、屋外広告物の配置、規模及び色彩等に関して規制を強化します。

(3) 屋外広告物モデル地区

都心を構成する主要な街路について、歩いて楽しい都心を形成するため、景観計画（建築物等の制限）に対応して、屋外広告物モデル地区に指定し、集合広告、建物との一体化、高彩度色彩の抑制など都市の良好な景観形成を誘導します。

岡山駅前広場を含む桃太郎大通り沿道は、平成8年に岡山市においてモデル地区に指定し、平成29年4月からは西川緑道公園筋・枝川筋沿道、市役所筋沿道、県庁通り沿道を含め、「都心軸屋外広告物モデル地区」として指定しました。

さらに、平成31年4月からは、景観形成重点地区（都心軸沿道地区）の拡充と併せて、柳川筋沿道、西口筋・昭和町通り沿道、城下筋沿道、主要地方道岡山児島線・国道250号沿道を拡充し、建物と広告物が一体化した良好な景観形成を目指します。



桃太郎大通り



県庁通り

(4) 違法屋外広告物の対策

市内には違法な屋外広告物が数多く掲出されており、都市景観を大きく損なっています。違法屋外広告物の一掃を目指して、是正指導及び撤去などの違法屋外広告物対策を強力に推進します。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観に配慮した公共施設の整備方針

岡山市の景観を構成する様々な要素の中でも、道路、公園、河川などの公共施設は、景観形成の核と軸となり、都市のイメージを創り上げる上で大きな役割を果たしています。「おかやまの原風景」を活かした景観を創生していくために、公共空間における景観形成を積極的に進めることにより、行政が先導的な役割を担っていきます。

公共施設の整備にあたっては、「岡山市景観基本計画」及び「岡山市景観デザイン指針」などにに基づき、地域の景観特性を読み込みながら、周辺景観に調和した整備を進めます。

特に、岡山市の都市景観の骨格となる公共施設及び景観形成重点地区の主要な公共施設などは、「景観重要公共施設」に位置づけ、重点的に景観形成に取り組みます。

2. 景観重要道路

(1) 道路空間の整備

1) 主要幹線道路

都市間をつなぐ広域的な幹線道路や市街地を取り囲む環状道路は、市内外の多くの人々が利用する都市活動の軸であることから、市民が意識しやすい場所であり、岡山のイメージを創り上げる景観軸となっています。

道路の整備にあたっては、快適な走行性を確保しつつ、自然地形や土地利用などの周辺環境に配慮した道路構造とします。また道路空間の緑化に努め、緑のネットワークづくりを推進します。

2) 都心内主要道路

商業業務機能が集積する都心内の主要な道路は、都心内を回遊する歩行者軸として歩いて楽しい歩行空間を確保するとともに、都市景観の骨格となる景観軸として風格と賑わいにあふれた道路景観を形成します。

道路空間、自転車走行空間などの整備にあたっては、次に掲げる点に配慮して、道路美装化や無電柱化などの景観整備を進め、水と緑の都心回廊づくりを進めます。

- ・誰もが歩きやすい十分な幅員を有する歩道とし、ユニバーサルデザイン化を図ります。
- ・落ち着いた色彩や統一感のある舗装材を使用し、洗練されたデザインの施設整備、管理により都市の風格を高めます。
- ・ゴミや落書き、違法な屋外広告物、自転車等の違法駐車がない、快適な道路空間を確保します。

3) 無電柱化の推進

林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、景観を阻害する大きな要因となっており、電柱や架空線無くすことは、良好な景観を形成する上で、重要な課題です。

これまで、無電柱化推進計画に基づき、総延長にして約77kmを整備してきました。今後とも、引き続き無電柱化推進計画に基づき、良好な都市景観の形成や歴史的街並みを保全する上で、必要な道路について整備を進めます。

4) 街路樹による良好な都市空間の創出

街に潤いや彩りを与えるもっとも身近な緑である街路樹は、市民の心に安らぎを与え、また地域を印象付けるため、緑量を確保しつつ統一感のある美しい並木となるように、街路樹による良好な都市空間の創出を図ります。

特に都心内の街路樹は、街の風格や賑わいある都市景観創出の骨格軸となるため、街並みと調和した、緑豊かなシンボル並木として再生することで、回遊性や魅力の向上を図り、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

(2) 路線別の整備方針

1) 桃太郎大通り

図8 景観重要道路区域図



50.00										
9.90	12.15			5.90			12.15		9.90	
9.90	2.40	9.75		2.20	1.50	2.20	9.75		2.40	9.90
歩道	路肩	車道		軌道	中央帯	軌道	車道		路肩	歩道

標準断面図（現況）

〈整備の方針〉

桃太郎大通りは、岡山駅前広場から岡山カルチャーゾーンに至る、延長約1.1km、幅員約50mの岡山を代表する目抜き通りです。沿道には、商業業務機能や都心居住機能が集積し、沿道の高度利用化された姿は、堂々とした風格が漂う街路景観を形成しています。

平成3年に岡山県がシンボルロード整備事業を実施し、広場と形容される幅員10mの歩道は、街路樹や彫刻等で修景されており、この道路愛称もあいまって岡山を印象づけるシンボルロードとなっています。

平成26年から歩行者、自転車の通行機能の向上のため、舗装の再整備を行っており、歩道舗装や街路樹の適正管理等により、風格のある道路空間の形成に努めます。



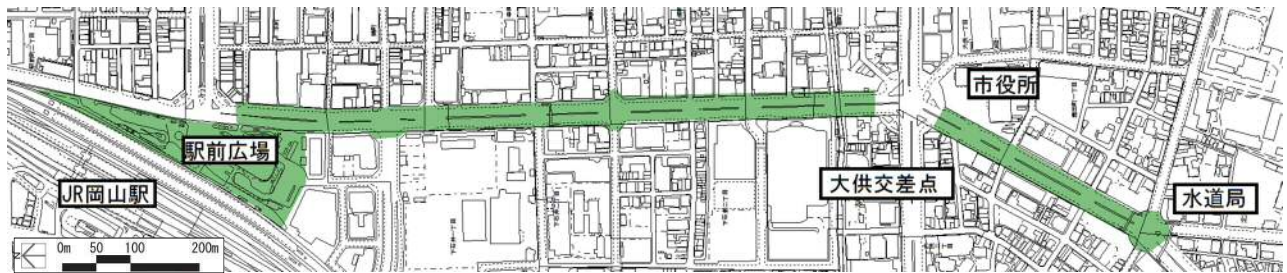
桃太郎大通り



桃太郎大通りの広々とした歩道空間

2) 市役所筋

図9 景観重要道路区域図



36.00													
5.00		11.75			2.60		11.75		4.90				
自転車歩行者道 3.70		1.30	1.50~2.00		9.75		2.60	9.75		1.50~2.00	自転車歩行者道 1.40 1.50 2.00		
		植樹帯	自転車専用 通行帯		車道		中央帯		車道		植樹帯	自転車専用 通行帯	

標準断面図(現況)

〈整備の方針〉

市役所筋は、岡山駅前広場から大供交差点を経て市役所及び水道局に至る延長約1.4km、幅員約36mの都心を代表する道路です。

市役所筋は、無電柱化や歩道の美装化が行われ、沿道の緑化された公開空地と一体となって、潤いのある歩道空間が確保されています。中央帯には豊かな植栽が施され、沿道の高層建築物と一体感を醸し出し、風格と潤いのある街路景観を形成しています。

一方、岡山駅前広場は、平成11年に規模を24,700㎡に拡張して、機能性と拠点性の向上を図りました。今後は、広場機能の再編と緑化などの取り組みにより、「晴れの国おかやま」の玄関口にふさわしい魅力的な空間となるよう努めます。

市役所筋は、岡山駅から南へ至る景観の軸となる道路であることから、現在の風格ある街路景観を保全するとともに、岡山駅前広場との連続性に配慮しつつ、歩道舗装や街路樹の適正な管理等により、街路景観の向上と歩いて楽しい道路空間の形成に努めます。



市役所筋



市役所筋沿道のゆとりある空間

3) 西川緑道公園筋・枝川筋

図10 景観重要道路区域図



標準断面図（現況）

〈整備の方針〉

西川・枝川緑道公園の両側市道は、東側幅員約10m、西側幅員約7m、延長約2.4kmの道路であり、緑道公園とともに緑道公園筋と呼ばれています。

現状では、都心部の南北交通を受け持つ主要な道路として機能しているため、自動車交通量が多く、特に西側市道において歩行者空間が不足していることから、自動車と歩行者の錯綜などの問題が生じています。

平成22年、西川緑道公園及び枝川緑道公園をもっと市民に親しまれる憩いと賑わいの場に再生するため、公園、道路及び街並みを一体的に捉えて、総合的な再整備がなされました。

今後も、コミュニティ道路の手法を用いて、自動車の走行速度や通過交通の抑制を図り、歩行者や自動車の安全性を高めるような整備を進めます。

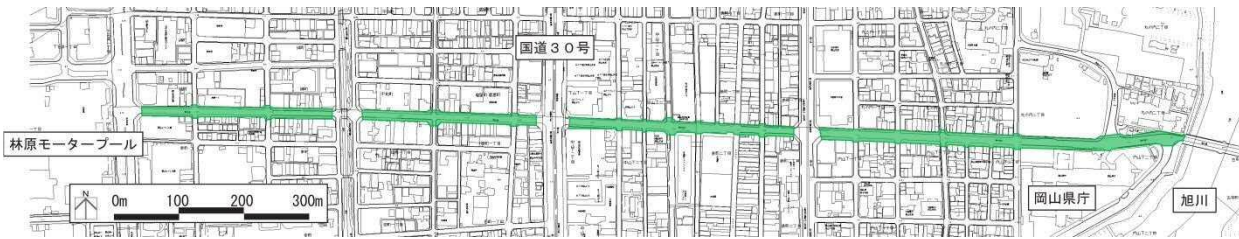
また、ブロック舗装やカラー舗装など、道路自体の美装化を図るとともに、公園の再整備と連携して一体的な歩行者空間を創出し、沿道から公園までの連続性に配慮した道路空間の形成に努めます。



西川緑道公園筋

4) 県庁通り

図 1 1 景観重要道路区域図



15.00				
3.50	8.00		3.50	
3.50	0.75	6.50	0.75	3.50
歩道	路肩	車道	路肩	歩道

標準断面図（現況）

〈整備の方針〉

県庁通りは、市役所筋から旭川に至る、延長約1.6km、幅員約15mの道路です。

岡山駅前、西川緑道公園そして表町商店街などの賑わいの拠点を結ぶ歩行者軸として、かつて歩道の美装化や無電柱化が実施され、また歩道にはハナミズキやヤマモモが植えられ、季節感を感じる快適な空間となっています。

近年、沿道では建物の更新に伴いショップや飲食店の立地が進みつつあり、徐々に賑わいが創出されてきました。

今後は、まちなかの回遊性向上に向け、ゆったりと楽しく歩ける、賑わいあふれる道路空間の形成に努めます。



県庁通り（現況）

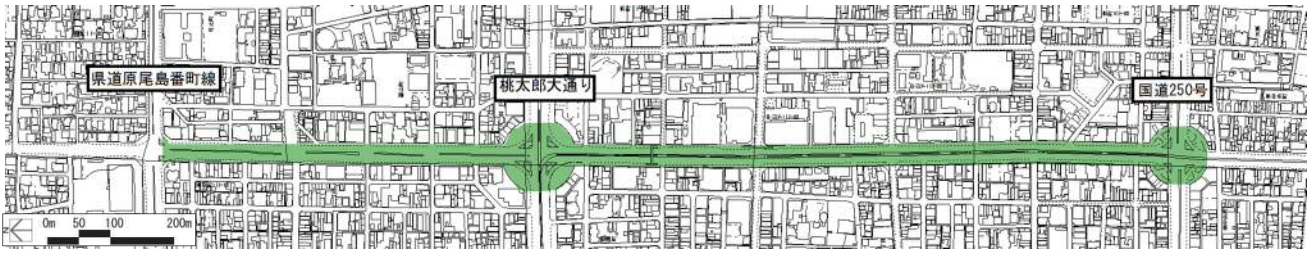


県庁通りの将来イメージ図（市役所筋～柳川筋）

※平成30年1月時点のイメージであり、将来的に変更する可能性はあります。

5) 柳川筋

図 1 2 景観重要道路区域図



36.00									
5.50	9.55		5.90			9.55		5.50	
5.50	0.75	8.80	2.20	1.50	2.20	8.80	0.75	5.50	
歩道	路肩	車道	軌道	中央帯	軌道	車道	路肩	歩道	

標準断面図(現況)

〈整備の方針〉

柳川筋は、国道53号の大雲寺交差点から柳川交差点を経て番町交差点に至る延長約1.6km、幅員約36mの都心部の中央を縦断する都心軸であり、柳川交差点以南の中央は路面電車が走る主要な幹線道路です。

柳川交差点以南は、路面電車の利用者の他、県庁通りやあくら通りとの交差部境界の集客施設（郵便局、飲食店等）の利用者など、歩行者が集まりやすい構造となっています。

また、ゆったりとした歩道に無電柱化も行われ、高層建築物が立ち並ぶ中でも開放的な歩道空間が確保されています。

沿道建物においては、緑化や建物意匠など、周辺環境への配慮も行われており、今後は路面電車の走る風格ある街路景観を維持・向上するため、歩道舗装や街路樹の管理に努めるとともに、柳川交差点や、県庁通りとの交差部での人の流れ、回遊性を意識した魅力ある街角を演出し、賑わいのある快適な道路空間の形成に努めます。



柳川筋

6) 西口筋・昭和町通り

図 1 3 景観重要道路区域図



標準断面図(現況)

〈整備の方針〉

西口筋・昭和町通りは、清心町交差点からリットシティビルまでが西口筋、そこからさらに昭和町を抜け、島田筋までをつなぐ路線が昭和町通りであり、延長約1.1km、幅員が25m～27mの岡山駅西口における主要な幹線道路です。

また、JR岡山駅と岡山空港や山陽自動車道をつなぐ幹線道路であり、近年、岡山駅西口は再開発や無電柱化等の道路の整備による都市機能の更新により様変わりする一方、昔からある商店街も残る街並みです。

西口筋は店舗が多く、駅北西部の文教・運動公園エリアへ向かう学生等の歩行者や自転車交通が多く活気ある通りであり、昭和町通りは大規模な敷地が多く、沿道敷地の緑地が全体の緑量感を補っており、開放的な空間をもつ通りです。そのため、歩道舗装や街路樹の適正管理等により、親しみやすく歩いて楽しい道路空間の形成に努めます。



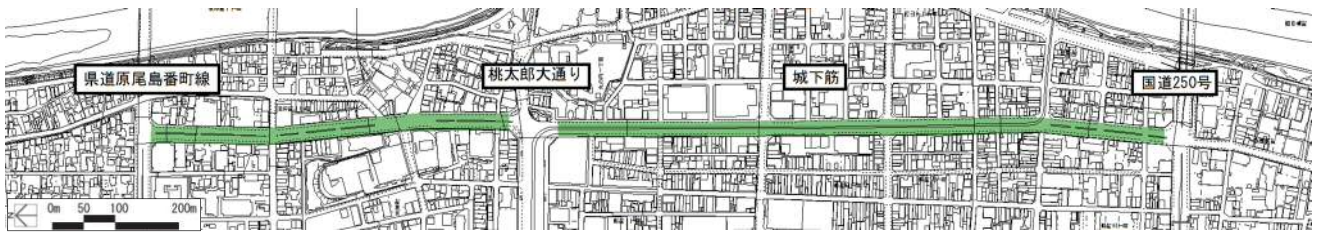
西口筋



昭和町通り

7) 城下筋

図 1 4 景観重要道路区域図



27.00								
4.50	5.50		7.00			5.50		4.50
4.50	0.55	4.95	軌道 中央帯 軌道			4.95	0.55	4.50
歩道	路肩	車道				車道	路肩	歩道

標準断面図(現況)

〈整備の方針〉

城下筋は、県道原尾島番町線から城下交差点を経て国道250号を結ぶ、都心地区の南北方向の外郭を構成する都心軸であり、延長約1.64km、幅員27mの街路中央を走る路面電車とモミジバフウの植栽が特徴的な幹線道路です。

街路沿道は、商業・業務機能や都市型住宅を中心に高度利用化が進展しており、シンフォニーホールや県立美術館、オリエント美術館等の文化施設、中国銀行や日本銀行岡山支店等の業務施設など、シンボリックな建築物がアクセントとなっています。

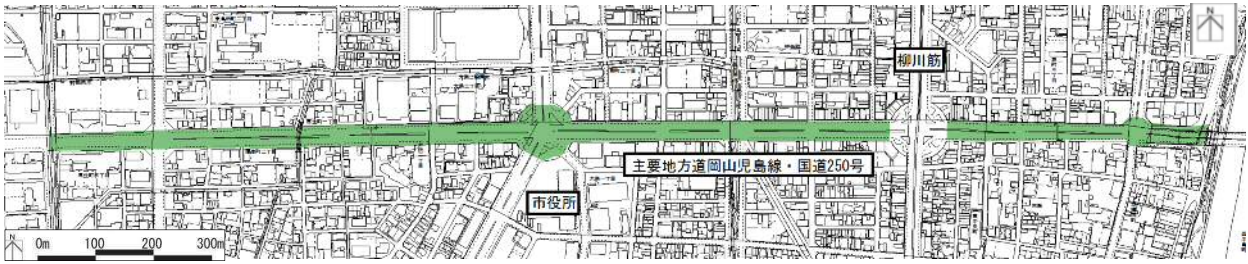
今後は、歩道舗装や街路樹の適正管理等により、より安全性を高めていくとともに、誰もが歩きたくなる回遊性の高い快適な道路空間の形成に努めます。



城下筋

8) 主要地方道岡山児島線・国道250号

図 1 5 景観重要道路区域図



36.00						
5.50	11.00		3.00	11.00		5.50
5.50	1.25	9.75	3.00	9.75	1.25	5.50
歩道	路肩	車道	中央帯	車道	路肩	歩道

標準断面図(現況)

〈整備の方針〉

主要地方道岡山児島線・国道250号は、都心地区の東西方向の外郭を構成する、延長約2 km、幅員3.6 mの幹線道路です。沿道は大規模な商業業務機能が複合して進展しており、主要地方道岡山児島線は、国道250号から連続した道路空間を構成し、道路改良に伴う都市機能の更新が進展しています。

今後は広幅員街路、高容積率制限を活かした高度利用を促進し、歩道舗装や街路樹の適正管理等により、魅力的な街並みを創出し、整然とした風格ある道路空間の形成に努めます。



主要地方道岡山児島線・国道 250 号

3. 景観重要都市公園

(1) 都市公園、緑地及び水辺の整備

1) 都市公園、緑地

都市公園や緑地は、市民にとって快適な憩いの空間であり、生活環境に潤いを与えるとともに、市街地に自然要素を持ち込んで市街地を修景するなど、景観形成の核として重要な役割を果たしています。

公園、緑地は、水と緑のネットワークを形成するため、量的な拡大を図るとともに、その整備にあたっては、街とのつながりや使われ方を考慮して質の高い空間を形成します。また、市民がいつでも安心して利用できるよう、市民協働で適正な維持管理に努めます。

2) 水辺

岡山市は南部の干拓地をはじめ数々の水路が張り巡らされ、要所には重厚な取水樋門が築かれています。そこには、地場産の花崗岩が用いられ、岡山特有の水辺景観が広がっています。今後、これらの水路は、西川緑道公園のように親水空間として活用するとともに、一方では築造時の姿の保全に努めます。

(2) 公園別の整備方針

1) 西川・枝川緑道公園

図 1 6 景観重要都市公園区域図



〈整備の方針〉

西川・枝川緑道公園は、都心部を南北に約2.4kmにわたり、一部車道を廃止して、昭和49年から9年の歳月をかけ完成しました。この公園は、西川・枝川用水を利用した都心の水と緑のオアシスとして、市民に憩いと安らぎの空間を提供しています。このことから、この公園は、水辺空間を利用したモデルとして全国から高い評価を受けてきました。

約40年を経た今日、緑道公園は水と緑の都心回廊づくりの基点という新しい役割を担い、もっと市民に親しまれる憩いと賑わいの場とするため、平成18年から再整備に着手し、再整備にあたっては、緑道公園、道路及び街並みが一体となった、総合的な取り組みが実施されました。

今後とも緑道公園は、まちに開かれ、まちとつながった水と緑の空間とするため、植栽の整理、散策路の整備、イベント空間の整備、照明の整備などの改良を加え、昼夜を問わず人々がくつろげる空間づくりを進めます。

また、緑道公園はいつでも管理が行き届き、そしてさまざまなイベントが楽しめる空間とするため、官民が協働して、創意工夫を凝らしながら管理運営にあたります。



西川緑道公園

2) 岡山後楽園

〈整備の方針〉

日本3名園の一つ、岡山後楽園（公園面積約14.4ha）は、岡山藩主池田綱政の命によって築庭された、300年もの歴史を誇る回遊式の大名庭園で、江戸時代の姿を大きく変えることなく現在に伝えられています。園内に配置された広大な芝生園地、沢の池と曲水、周囲の茶畑と竹林、梅林、茶室などが心安らぐ空間を醸し出し、築山「唯心山」からは園景が一望でき、「延養亭」から見る操山や芥子山の借景は江戸時代からの景色を保っており、今後とも官民協働で景観の保全に取り組む必要があります。

昭和27年には文化財保護法による「特別名勝」に指定されており、後世に伝える歴史的文化遺産として、「特別名勝岡山後楽園保存管理計画」に基づき、引き続き適切に保存管理等を行います。



岡山後楽園



図17 景観重要都市公園区域図

3) 烏城公園

〈整備の方針〉

烏城公園は、岡山城の城郭を中心に、旭川及び石山公園を含む約20.7haの区域です。

城下地下広場を抜け、岡山カルチャーゾーンのエントランスにあたる石山公園に入ると、視界が開け、旭川のたおやかな流れの中に烏城と岡山後楽園が絵のように目に映り、岡山の歴史と文化のすばらしさを予感させます。

烏城公園は、岡山の歴史と文化の出発点であり、城郭等の史跡を整備するとともに、内堀の水質浄化を図ります。また、岡山カルチャーゾーン一帯から烏城の雄姿が望見できるよう、周辺の植栽等の維持管理に努めます。

石山公園エリアは、人々を岡山カルチャーゾーンへと誘うおもてなしの玄関口であり、回遊性のさらなる向上と、賑わいの拠点の創出を目指して、様々なイベントの開催により、人々を楽しませる広場であるなど多様な顔を持つ公園として再整備し、官民が連携した管理運営を行います。



石山公園



岡山城（烏城）

4. 景観重要河川

(1) 河川空間の整備

治水、利水や水運などを通じて、古くから地域住民の生活や文化に密接な関わりをもってきた河川空間は、市民に憩いと潤いを与えるとともに、緑豊かな山間部の自然景観や山裾に広がる田園、市街地の街並みなどと一体となって、流域の特性に応じた優れた景観を形成する重要な要素です。

河川空間の整備については、次に掲げる点に配慮し、河川管理者、市民との協働により都市に自然を呼び込む重要な要素として、潤いや親水性に富んだ景観整備を目指します。

- ・河川管理上支障のない範囲内において、自然環境の保全、自然景観との調和や、流域に根付く歴史的・文化的資源に配慮しながら、市民が親しみやすい身近な水辺空間、レクリエーション空間として河川空間の活用に努めます。
- ・周辺の街並みや景観特性との調和、バランスを考え、長期的な視点と一貫性のある整備方針により、良好な河川景観の創出、及び維持保全に努めます。

特に流域面積や河川緑地が大きい旭川、吉井川、笹ヶ瀬川などは、岡山市の都市のイメージを創出する景観の骨格軸となることから、次に掲げる点に配慮し、広大な水面や、魅力ある水辺空間の保全、活用を目指します。

- ・吉井川は、河川沿いに残る歴史的遺構や恵まれた自然環境、河川緑地など地域特性を活かした良好な河川空間の創出を目指します。
- ・旭川は、上流部の恵まれた自然環境との調和や、市民に身近な親水空間、賑わい空間の創出や、歴史的遺構を活かすなど良好な河川空間の創出を目指します。
- ・笹ヶ瀬川は、貴重な都市内河川であり、河川沿いに残る恵まれた自然環境を活かした良好な河川空間の創出を目指します。

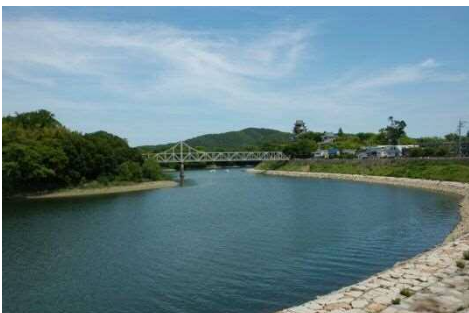
(2) 旭川（岡山カルチャーゾーン）の整備方針

旭川は、岡山市の景観構造において中心的な骨格をなす水と緑の軸線であり、市街地に自然を取り込むとともに、岡山市の都市のイメージを創りあげる重要な公共施設です。

特に岡山後楽園、岡山城、桜堤周辺の風致地区に指定されている河川区域については、岡山カルチャーゾーン（景観形成重点地区）の落ち着いた街並みと一体となって、風格と潤いのある岡山を代表する美しい河川景観が形成されています。

このため当区域については景観重要河川として位置づけ、河川管理者が定める旭川水系河川整備基本方針並びに旭川水系河川整備計画に基づき、治水・利水との整合性に配慮しながら整備を進めます。

岡山城・岡山後楽園周辺については都心部プロムナード、河川緑地の遊歩道とネットワークする水辺の回廊等を整備し、市民が親しみやすい身近な水辺空間、賑わい空間の創出を図るとともに、河川沿いの歴史的遺構に配慮して、自然・歴史・文化と一体となった良好な河川景観の保全・形成を目指します。



旭川

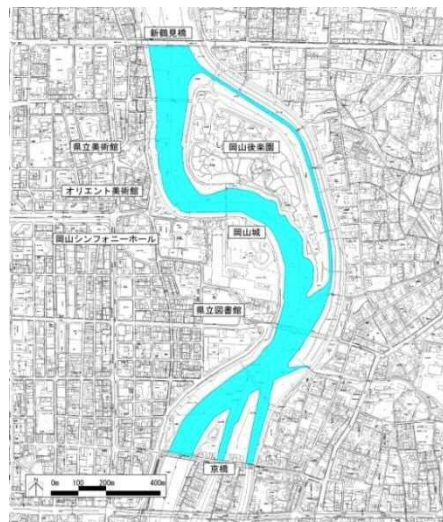


図18 景観重要河川区域図

第6章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

岡山市の景観を特徴づけるものの一つに、農業と一体となった集落景観を挙げることができます。水田と農家集落が織りなす田園景観をはじめ、山間部の棚田、特産の果樹園、広大な干拓地など、自然と暮らしが一体となった特徴ある農の景観が展開しています。長年、人々の営みの中で育まれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景として大切な景観です。

今後、このような美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、以下の農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定します。

1. 計画策定において対象とする農業景観の特性

- ・棚田や、周辺の里山、水路、集落等が一体となった農山村景観
- ・ブドウ、マスカット、桃等の果樹園からなる地域性を持った農山村景観
- ・児島湾周辺の干拓地に広がる、広大な田園空間からなる農山村景観
- ・歴史性ある水路や水門、樋門などのかんがい施設をもつ農山村景観
- ・美しい山林と一体となって田園空間や畑地が広がる農山村景観

2. 計画策定における基本的な方針

- ・景観と調和の取れた良好な営農条件の確保
- ・住民合意によるきめ細やかな景観のルールづくり
- ・地域が一体となった農地の維持管理活動の促進
- ・農業の新たな担い手の育成と、都市部との連携



広大な干拓地（灘崎地区）



美しい棚田（足守地区）



農業の歴史を感じる遺構（藤田地区）



のどかな田園景観（津高地区）



色鮮やかな白桃畑（一宮地区）